



# 山形県公報

平成21年9月29日（火）  
第2080号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則……………（経営安定対策課）…1031

### 告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…1035
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…1036
- 土地改良事業施行の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…1037
- 基本測量の実施の通知……………（管理課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（同）…同
- 都市計画の変更……………（都市計画課）…同

### 人事委員会関係

#### 規 則

○山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則……………1038

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 山形県人事行政の運営等の状況の公表……………（人事課）…1041
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（最上総合支庁地域支援課）…1067
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（置賜総合支庁地域支援課）…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…同
- 同……………（置賜総合支庁建築課）…1071
- 監査結果の公表……………（監査委員）…1074
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（同）…1079

## 規 則

山形県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第70号

山形県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県農業改良資金貸付規則（平成14年8月県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第2条（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項の規定により適用される場合を含む。）」に、「、農業改良資金助成法施行規則（平成14年農林水産省令第57号）並びに」を「及び農業改良資金助成法施行規則（平成14年農林水産省令第57号）、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成7年政令第21号）」に、「に定める」を「、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）並びに米穀新用途利用促進法、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第173号）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）に定める」に改める。

第2条第1号中「又は」を「若しくは」に、「いう」を「いう。）、農商工等連携促進法第4条第2項第2号イに掲げる措置を行う農商工等連携促進法第11条第1項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号に掲げる措置を行う米穀新用途利用促進法第8条第1項の認定製造事業者等（当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第2条第4項の事業協同組合等又は同条第6項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下「認定製造事業者等」という）に改め、同条第2号中「農業者等」を「農業者等、認定中小企業者又は認定製造事業者等」に改める。

第3条の表を次のように改める。

| 資 金                                                                                                                                   | 貸 付 対 象 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金                                                                                                                | (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画又は持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項に規定する導入計画の認定を受けた農業者（同項に規定する導入計画の認定を受けた農業者にあつては、認定に係る導入計画に従って同法第2条に掲げる持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。）をいう。）<br>(2) 認定就農者（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第4条第4項に規定する認定就農者をいう。）（経営開始後5年以内であり、かつ、認定後10年以内の者に限る。）<br>(3) 集落営農組織（法人格を有しない団体で知事が別に定めるものをいう。）<br>(4) 農商工等連携促進法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者等<br>(5) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等（認 |
| (2) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (3) 家畜の購入又は育成に必要な資金                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (4) 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (5) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (6) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (7) 能率的な農業の技術又は経営方法を取得するための研修を受けるのに必要な資金                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (8) 品種の転換を行うのに必要な資金                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|                                                                                                                            |                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (9) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金                                                                  | 定に係る生産製造連携事業計画に従って同法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）                                                                                                               |
| (10) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金                                                                | (6) 米穀新用途利用促進法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた米穀新用途利用促進法第2条第3項に規定する生産者又は同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行う者（認定に係る生産製造連携事業計画に従って同条第7項第2号イ又はハに掲げる措置を実施する場合に限る。） |
| (11) 前各号に掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費（種苗費、肥料代、農薬費、燃料費等）、雇用労賃並びに機械及び施設の修理費であって、農業改良措置の導入に係る初度的なものに限る。）に充てるのに必要な資金 | (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、農業者等のうち知事が適当と認める者                                                                                                                       |
| (12) 農業経営に必要な施設の設置に必要な資金                                                                                                   | 認定中小企業者                                                                                                                                                        |
| (13) 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金                                                                                      |                                                                                                                                                                |
| (14) 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得に必要な資金                                                                                      |                                                                                                                                                                |
| (15) 農業経営に必要な施設であって新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置に必要な資金                                                                             | 認定製造事業者等                                                                                                                                                       |

第4条中「の申請書」を「(農商工等連携促進法第11条第1項又は米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)の申請書」に改める。

第12条第1項中「第10条」を「第10条（農商工等連携促進法第11条第1項又は米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定により適用される場合を含む。）」に改め、同条第3項中「第11条」を「第11条（農商工等連携促進法第11条第1項又は米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定により適用される場合を含む。）」に改める。

第14条、第15条及び第18条中「農業者等」を「農業者等、認定中小企業者又は認定製造事業者等」に改める。

第19条第1項中「第9条」を「第9条（農商工等連携促進法第11条第1項又は米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定により適用される場合を含む。）」に改め、同条第2項第2号中「農業者等」を「農業者等、認定中小企業者又は認定製造事業者等」に改める。

第20条第1項中「第11条」を「第11条（農商工等連携促進法第11条第1項又は米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定により適用される場合を含む。）」に改め、同条第2項ただし書中「農業者等から」を「農業者等、認定中小企業者又は認定製造事業者等から」に、「農業者等又はそれ」を「農業者等、認定中小企業者若しくは認定製造事業者等又はそれら」に改める。

第21条第1項中「第10条」を「第10条（農商工等連携促進法第11条第1項又は米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定により適用される場合を含む。）」に改める。

別記様式第1号中「の規定」を「(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第11条第1項の規定により適用される農業改良資金助成法第7条第1項、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第8条第1項の規定により適用される農業改良資金助成法第7条第1項)の規定」に改める。

別記様式第3号（裏面）第1条第5号中「、差押え」を「若しくは差押え」に、「若しくは再生手続開始の申立」を「、再生手続開始、特別清算開始若しくは更生手続開始の申立て」に改め、同条第6号中「精算」を「清算」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号

年 月 日

## 農業改良資金事業完了報告書

山形県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊤

先に借り受けた農業改良資金（ 年度貸付決定番号 ）については、下記のとおり事業を実施したので報告します。

## 記

## 1 事業実績

| 貸付対象施設等 |    |    |    | 総事業費 | 資金調達区分 |      |     |
|---------|----|----|----|------|--------|------|-----|
| 内容      | 数量 | 単価 | 金額 |      | 農業改良資金 | 自己資金 | その他 |
|         |    | 円  | 円  | 円    | 円      | 円    | 円   |

- (注) 1 貸付対象施設・機械名、型式、規格、資材名、数量、単価等詳細に記入すること。  
 2 借受者が共同の場合には、個人別明細表を添付すること。  
 3 農業改良資金貸付申請書の事業計画の記載内容と同じ場合には「事業実施計画のとおり」とし、記入を省略することができる。  
 4 その他の欄には、農業改良資金以外の借入金を記入すること。  
 5 貸付対象施設等に関する領収書の写しを、事業計画に記載した貸付対象施設等ごとに整理し添付すること。

## 2 事業実施状況

|         |       |         |       |
|---------|-------|---------|-------|
| 事業着工年月日 | 年 月 日 | 事業完了年月日 | 年 月 日 |
|---------|-------|---------|-------|

## 3 事業費等の確認

|            |                                           |   |       |   |      |   |
|------------|-------------------------------------------|---|-------|---|------|---|
| 貸付対象施設等の適否 |                                           |   |       |   |      |   |
| 貸付限度額の確認   | 貸付限度額                                     | 円 | 貸付超過額 | 円 | 処理経過 |   |
| 確認の証明      | 上記のとおり相違ないことを証明します。<br>年 月 日 確認した機関名（責任者） |   |       |   |      | ㊤ |

(注) 貸付対象施設等の適否の記入に当たっては、事業実績の中に貸付けの対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

## 4 研修修了証明

|       |                               |   |
|-------|-------------------------------|---|
| 年 月 日 | 研修を受けた機関又は農業者（海外研修にあつては、派遣機関） | ㊤ |
|-------|-------------------------------|---|

別記様式第6号中「に規定する」を「(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第11条第1項の規定により読み替えて適用される農業改良資金助成法第3条第2項、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第8条第1項の規定により読み替えて適用される農業改良資金助成法第3条第2項)に規定する」に改める。

別記様式第7号(裏面)第2条第5号中「、差押え」を「若しくは差押え」に、「申立」を「申立て」に改め、同条第6号中「精算」を「清算」に改め、同様式(裏面)第9条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 乙は、丙が農業改良資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払うものとする。

別記様式第7号（裏面）第9条に次の1項を加える。

5 乙は、前項の規定により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡すものとする。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の山形県農業改良資金貸付規則に基づいて貸付けられた資金については、なお従前の例による。

## 告 示

### 山形県告示第866号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、朝日町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所               |
|----------|-----------|-------------------|
| 理 事      | 志 藤 勝 幸   | 西村山郡朝日町大字三中乙220-1 |
| 同        | 今 井 正 仁   | 同 大字新宿395         |
| 同        | 遠 藤 喜 太 郎 | 同 大字大谷1227-3      |
| 同        | 阿 部 正 義   | 同 大字松程229         |
| 同        | 白 田 正 昭   | 同 大字大谷1457        |
| 同        | 海 野 武 雄   | 同 大字宮宿120-2       |
| 同        | 小 野 昇 一 郎 | 同 大字大谷1365-1      |
| 同        | 志 藤 寛 一   | 同 大字三中乙204        |
| 同        | 長 岡 日 出 夫 | 同 大字太郎78          |
| 監 事      | 鈴 木 昭 一   | 同 大字宮宿1026        |
| 同        | 佐 竹 茂 美   | 同 大字松程270         |
| 同        | 白 田 守 司   | 同 大字大谷1552        |

**山形県告示第867号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、朝日町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所               |
|----------|-----------|-------------------|
| 理 事      | 志 藤 勝 幸   | 西村山郡朝日町大字三中乙220-1 |
| 同        | 今 井 正 仁   | 同 大字新宿395         |
| 同        | 小 野 昇 一 郎 | 同 大字大谷1365-1      |
| 同        | 佐 竹 茂 美   | 同 大字松程270         |
| 同        | 海 野 武 雄   | 同 大字宮宿120-2       |
| 同        | 長 岡 日 出 夫 | 同 大字太郎78          |
| 同        | 白 田 守 司   | 同 大字大谷1552        |
| 同        | 海 野 義 弘   | 同 大字三中乙246        |
| 同        | 遠 藤 茂     | 同 大字玉ノ井丙226       |
| 監 事      | 鈴 木 昭 一   | 同 大字宮宿1026        |
| 同        | 長 岡 好 男   | 同 大字大谷1632        |
| 同        | 海 野 洋 一   | 同 大字三中乙257        |

**山形県告示第868号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成21年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良事業を行うものの名称  
庄内赤川土地改良区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金：上郷地区）

2 認可年月日  
平成21年9月14日

3 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第869号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成21年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 土地改良事業を行うものの名称

庄内赤川土地改良区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金：湯田川地区）

## 2 認可年月日

平成21年9月14日

## 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第870号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 基本測量を実施する地域

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市

## 2 基本測量を実施する期間

平成21年9月28日から平成22年3月26日まで

## 3 作業の種類

基本測量（地理識別子整備業務）

**山形県告示第871号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施する地域

山形市全域およびその周辺

## 2 公共測量を実施する期間

平成21年9月4日から平成22年1月29日まで

## 3 作業の種類

公共測量（デジタル撮影・写真地図作成）

**山形県告示第872号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 鶴岡都市計画道路

(2) 名称 3・2・1号道形櫛引線、3・3・3号外内島井岡線、3・4・2号鶴岡駅櫛引線、3・4・3号羽黒橋加茂線、3・4・7号大宝寺狩川線、3・4・10号友江二才山線、3・4・13号南町馬町線、3・4・14号大山駅安良町線、3・4・15号山田善宝寺線及び3・5・3号三瀬楮浜線

## 2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 3・4・3号羽黒橋加茂線

イ 追加する部分 鶴岡市大東町、神明町及び苗津町地内

- ロ 削除する部分 鶴岡市大東町地内
- (2) (1)以外の9路線
- イ 追加する部分 なし
- ロ 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

**人事委員会関係**

**規 則**

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年9月29日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

別表第14のイの表中

|                                                    |       |
|----------------------------------------------------|-------|
| 「野川水系ダム管理課（長井市平野北脇の沢4164）<br>荒沢ダム管理課（鶴岡市荒沢字狩籠145）」 | を     |
| 「荒沢ダム管理課（鶴岡市荒沢字狩籠145）」                             | に改める。 |

**附 則**

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

**企業局関係**

**規 程**

**山形県企業管理規程第17号**

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成21年9月29日

山形県企業管理者 細 谷 知 行

**山形県企業局組織規程の一部を改正する規程**

山形県企業局組織規程（昭和40年6月県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第15条の表山形県企業局村山事務所の項中 「野川第一発電所」を「野川第二発電所」に改める。  
野川第二発電所

**附 則**

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

**山形県企業管理規程第18号**

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成21年9月29日

山形県企業管理者 細 谷 知 行

**山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程**

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程（昭和40年9月県企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号の表本局公営事業課の項中 「、野川第一発電所」を削り、同項第2号の表村山事務所の項中



- 1 野川第一発電所
- 2 野川第二発電所
- 3 朝日川第一発電所
- 4 朝日川第二発電所

を

- 1 野川第二発電所
- 2 朝日川第一発電所
- 3 朝日川第二発電所

に改める。

別表第1を次のように改める。



## 附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

## 公 告

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月県条例第69号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、平成20年度における人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成21年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 条例第2条に基づく任命権者の報告の概要

#### (1) 職員の任免及び職員数の状況

県では、平成10年度から「山形県行財政改革大綱」に基づき、また平成17年度からは「やまがた集中改革プラン」に基づき、定員管理の適正化を進めています。

#### イ 職員数の状況

各年4月1日現在（人）

（人）

| 区 分           | 平成19年度 | 平成20年度 | 増 減   | (参考)<br>平成10年度 | 20年度－10年度 |
|---------------|--------|--------|-------|----------------|-----------|
| 知事部局          | 7,271  | 7,081  | ▲ 190 | 7,898          | ▲ 817     |
| 一般会計          | 4,676  | 4,578  | ▲ 98  | 5,229          | ▲ 651     |
| 企業特別会計        | 166    | 161    | ▲ 5   | 186            | ▲ 25      |
| 病院事業特別会計      | 2,429  | 2,342  | ▲ 87  | 2,483          | ▲ 141     |
| 議会事務局         | 31     | 30     | ▲ 1   | 33             | ▲ 3       |
| 選挙管理委員会事務局    | 4      | 4      | 0     | 4              | 0         |
| 監査委員事務局       | 16     | 16     | 0     | 16             | 0         |
| 人事委員会事務局      | 16     | 16     | 0     | 16             | 0         |
| 海区漁業調整委員会事務局  | 1      | 1      | 0     | 2              | ▲ 1       |
| 警察本部          | 2,319  | 2,315  | ▲ 4   | 2,247          | 68        |
| 警察官           | 1,967  | 1,967  | 0     | 1,867          | 100       |
| その他           | 352    | 348    | ▲ 4   | 380            | ▲ 32      |
| 教育委員会         | 11,534 | 11,558 | 24    | 12,482         | ▲ 924     |
| 教育庁           | 295    | 294    | ▲ 1   | 338            | ▲ 44      |
| 小・中学校         | 7,708  | 7,693  | ▲ 15  | 8,331          | ▲ 638     |
| 特別支援学校（盲・聾学校） | 850    | 923    | 73    | 229            | 137       |
| 特別支援学校（養護学校）  |        |        |       | 557            |           |
| 高等学校          | 2,681  | 2,648  | ▲ 33  | 3,027          | ▲ 379     |
| 合 計           | 21,192 | 21,021 | ▲ 171 | 22,698         | ▲ 1,677   |

（注） 企業管理者、病院事業管理者を除きます。

## ロ 採用者数の状況 (人)

| 区 分           | 平成19年度 | 平成20年度 | 増 減  |
|---------------|--------|--------|------|
| 知事部局          | 175    | 209    | 34   |
| 一般会計          | 53     | 88     | 35   |
| 企業特別会計        | 0      | 2      | 2    |
| 病院事業特別会計      | 122    | 119    | ▲ 3  |
| 議会事務局         | 0      | 0      | 0    |
| 選挙管理委員会事務局    | 0      | 0      | 0    |
| 監査委員事務局       | 0      | 0      | 0    |
| 人事委員会事務局      | 0      | 0      | 0    |
| 海区漁業調整委員会事務局  | 0      | 0      | 0    |
| 警察本部          | 79     | 103    | 24   |
| 警察官           | 72     | 94     | 22   |
| その他           | 7      | 9      | 2    |
| 教育委員会         | 109    | 113    | 4    |
| 教育庁           | 2      | 1      | ▲ 1  |
| 小・中学校         | 53     | 43     | ▲ 10 |
| 特別支援学校（盲・聾学校） | 12     | 19     | 7    |
| 特別支援学校（養護学校）  |        |        |      |
| 高等学校          | 42     | 50     | 8    |
| 合 計           | 363    | 425    | 62   |

(注) 再任用職員を除きます。

## ハ 退職者数の状況 (人)

| 区 分           | 平成19年度 | 平成20年度 | 増 減   |
|---------------|--------|--------|-------|
| 知事部局          | 396    | 250    | ▲ 146 |
| 一般会計          | 185    | 149    | ▲ 36  |
| 企業特別会計        | 7      | 1      | ▲ 6   |
| 病院事業特別会計      | 204    | 100    | ▲ 104 |
| 議会事務局         | 1      | 0      | ▲ 1   |
| 選挙管理委員会事務局    | 0      | 0      | 0     |
| 監査委員事務局       | 3      | 0      | ▲ 3   |
| 人事委員会事務局      | 0      | 0      | 0     |
| 海区漁業調整委員会事務局  | 0      | 0      | 0     |
| 警察本部          | 111    | 97     | ▲ 14  |
| 警察官           | 100    | 85     | ▲ 15  |
| その他           | 11     | 12     | 1     |
| 教育委員会         | 336    | 291    | ▲ 45  |
| 教育庁           | 12     | 8      | ▲ 4   |
| 小・中学校         | 181    | 182    | 1     |
| 特別支援学校（盲・聾学校） | 21     | 19     | ▲ 2   |
| 特別支援学校（養護学校）  |        |        |       |
| 高等学校          | 122    | 82     | ▲ 40  |
| 合 計           | 847    | 638    | ▲ 209 |

(注) 再任用職員を除きます。

## ニ 再任用者数の状況

(人)

| 区 分           | 平成19年度 |     | 平成20年度 |     |
|---------------|--------|-----|--------|-----|
|               | フルタイム  | 短時間 | フルタイム  | 短時間 |
| 知事部局          | 27     | 2   | 40     | 3   |
| 一般会計          | 23     | 2   | 36     | 3   |
| 企業特別会計        | 1      | 0   | 1      | 0   |
| 病院事業特別会計      | 3      | 0   | 3      | 0   |
| 議会事務局         | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 選挙管理委員会事務局    | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 監査委員事務局       | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 人事委員会事務局      | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 海区漁業調整委員会事務局  | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 警察本部          | 0      | 5   | 0      | 9   |
| 警察官           | 0      | 4   | 0      | 8   |
| その他           | 0      | 1   | 0      | 1   |
| 教育委員会         | 29     | 2   | 51     | 1   |
| 教育庁           | 1      | 0   | 2      | 0   |
| 小・中学校         | 0      | 0   | 2      | 0   |
| 特別支援学校（盲・聾学校） | 4      | 0   | 4      | 0   |
| 特別支援学校（養護学校）  |        |     |        |     |
| 高等学校          | 24     | 2   | 43     | 1   |
| 合 計           | 56     | 9   | 91     | 13  |

## (2) 職員の給与の状況

## イ 人件費の決算額の状況（平成20年度）

## (イ) 普通会計決算

| 歳出額（A）      | 実質収支      | 人件費（B）      | 人件費率<br>（B/A） | 前年度の<br>人件費率 |
|-------------|-----------|-------------|---------------|--------------|
| 千円          | 千円        | 千円          | %             | %            |
| 548,265,689 | 3,655,766 | 168,427,821 | 30.7          | 31.0         |

## (ロ) 企業特別会計（注2）決算

| 歳出額       | うち人件費     |
|-----------|-----------|
| 千円        | 千円        |
| 7,432,551 | 1,467,042 |

## (ハ) 病院事業特別会計決算

| 歳出額        | うち人件費      |
|------------|------------|
| 千円         | 千円         |
| 32,431,320 | 18,929,076 |

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

2 企業特別会計とは、企業局が所管する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業の各事業会計を合わせたものをいいます。

## ロ 職員給与費の状況（平成21年度当初予算）

## (イ) 普通会計予算

| 職員数        | 給 与 費      |            |            |             | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------------|
|            | 給 料        | 職員手当       | 期末・勤勉手当    | 計           |                   |
| 人          | 千円         | 千円         | 千円         | 千円          | 千円                |
| 17,919(13) | 78,596,562 | 13,404,647 | 30,532,106 | 122,533,315 | 6,838             |

## (ロ) 企業特別会計予算

| 職員数    | 給 与 費   |         |         |           | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|--------|---------|---------|---------|-----------|-------------------|
|        | 給 料     | 職員手当    | 期末・勤勉手当 | 計         |                   |
| 人      | 千円      | 千円      | 千円      | 千円        | 千円                |
| 159(0) | 636,612 | 168,142 | 250,007 | 1,054,761 | 6,634             |

## (ハ) 病院事業特別会計予算

| 職員数      | 給 与 費     |           |           |            | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|----------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------------|
|          | 給 料       | 職員手当      | 期末・勤勉手当   | 計          |                   |
| 人        | 千円        | 千円        | 千円        | 千円         | 千円                |
| 1,865(0) | 7,824,568 | 3,481,601 | 2,994,868 | 14,301,037 | 7,669             |

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

## ハ 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢（平成20年4月1日現在）

| 区 分              | 給料月額      | 年 齢      |
|------------------|-----------|----------|
|                  | 給与月額      |          |
| 一 般<br>行 政 職     | 357,200 円 | 43歳 6 月  |
|                  | 423,500 円 |          |
| 警 察 職            | 358,200 円 | 42歳 5 月  |
|                  | 480,800 円 |          |
| 高 等 学 校<br>教 育 職 | 389,200 円 | 43歳 7 月  |
|                  | 439,200 円 |          |
| 小 中 学 校<br>教 育 職 | 400,300 円 | 44歳 11 月 |
|                  | 444,700 円 |          |
| 技 能<br>労 務 職     | 321,100 円 | 42歳 7 月  |
|                  | 359,200 円 |          |

(注) 給与月額とは、給料月額に職員手当の月額を加えたものです。

## ニ 職員の経験年数別・学歴別平均給料の月額（平成20年4月1日現在）

| 区 分              |     | 経験年数<br>10年 | 経験年数<br>15年 | 経験年数<br>20年 |
|------------------|-----|-------------|-------------|-------------|
| 一 般<br>行 政 職     | 大 卒 | 261,300円    | 318,500円    | 379,900円    |
|                  | 高 卒 | 225,000円    | 267,900円    | 323,400円    |
| 警 察 職            | 大 卒 | 286,100円    | 344,300円    | 393,000円    |
|                  | 高 卒 | 248,600円    | 293,900円    | 342,400円    |
| 高 等 学 校<br>教 育 職 | 大 卒 | 308,700円    | 360,800円    | 400,800円    |
|                  | 高 卒 | —           | 269,300円    | 320,000円    |
| 小 中 学 校<br>教 育 職 | 大 卒 | 309,100円    | 364,500円    | 397,900円    |

|              |     |          |          |          |
|--------------|-----|----------|----------|----------|
| 技 能<br>労 務 職 | 高 卒 | 221,500円 | 265,900円 | 303,500円 |
|--------------|-----|----------|----------|----------|

（注） 経験年数とは、卒業後直ちに採用されて引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

ホ 一般行政職の級別職員数（平成20年4月1日現在）

| 区分(注1) | 標準的な職務内容(注2) | 職員数    | 構成比    | 1年前の構成比 | 5年前の構成比 |
|--------|--------------|--------|--------|---------|---------|
| 1 級    | 主事・技師        | 368人   | 8.5%   | 8.3%    | 8.0%    |
| 2 級    | 主事・技師        | 278人   | 6.5%   | 6.7%    | 13.5%   |
| 3 級    | 係長           | 826人   | 19.2%  | 19.5%   | 16.1%   |
| 4 級    | 業務名を冠する主査    | 876人   | 20.3%  | 18.2%   | 15.8%   |
| 5 級    | 課長補佐         | 1,115人 | 25.9%  | 25.7%   | 25.0%   |
| 6 級    | 課長           | 614人   | 14.3%  | 15.9%   | 15.1%   |
| 7 級    | 主管課長等        | 150人   | 3.5%   | 3.9%    | 4.9%    |
| 8 級    | 部次長          | 60人    | 1.4%   | 1.4%    | 1.3%    |
| 9 級    | 部長           | 16人    | 0.4%   | 0.4%    | 0.3%    |
| 計      |              | 4,303人 | 100.0% | 100.0%  | 100.0%  |

（注） 1 級区分は、山形県の給与条例によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

へ 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

| 区 分              |     | 県 職 員    | 国家公務員                       |
|------------------|-----|----------|-----------------------------|
| 一 般<br>行 政 職     | 大 卒 | 172,200円 | I種 181,200円<br>II種 172,200円 |
|                  | 高 卒 | 140,100円 | 140,100円                    |
| 警 察 職            | 大 卒 | 197,200円 | 197,200円                    |
|                  | 高 卒 | 158,100円 | 158,100円                    |
| 高 等 学 校<br>教 育 職 | 大 卒 | 192,800円 | —                           |
|                  | 高 卒 | 148,800円 | —                           |
| 小 中 学 校<br>教 育 職 | 大 卒 | 192,800円 | —                           |
|                  | 高 卒 | 148,800円 | —                           |

ト 昇給の状況

(イ) 普通会計

| 区 分    |             | 合 計     | 一般行政職  | 警察職    | 高等学校<br>教育職 | 小中学校<br>教育職 | 技能労務職 |
|--------|-------------|---------|--------|--------|-------------|-------------|-------|
| 平成20年度 | 職員数 (A)     | 16,465人 | 4,486人 | 1,953人 | 2,728人      | 6,690人      | 608人  |
|        | 昇給した職員数 (B) | 15,263人 | 4,202人 | 1,715人 | 2,535人      | 6,226人      | 585人  |
|        | 比率 (B/A)    | 92.7%   | 93.7%  | 87.8%  | 92.9%       | 93.1%       | 96.2% |
| 平成19年度 | 職員数 (A)     | 16,732人 | 4,572人 | 1,954人 | 2,718人      | 6,854人      | 634人  |
|        | 昇給した職員数 (B) | 15,469人 | 4,335人 | 1,686人 | 2,495人      | 6,356人      | 597人  |
|        | 比率 (B/A)    | 92.5%   | 94.8%  | 86.3%  | 91.8%       | 92.7%       | 94.2% |

## (ロ) 企業特別会計

| 区 分    |             | 合 計   | 一般行政職 | 技能労務職  |
|--------|-------------|-------|-------|--------|
| 平成20年度 | 職員数 (A)     | 161人  | 149人  | 12人    |
|        | 昇給した職員数 (B) | 158人  | 146人  | 12人    |
|        | 比率 (B/A)    | 98.1% | 98.0% | 100.0% |
| 平成19年度 | 職員数 (A)     | 166人  | 154人  | 12人    |
|        | 昇給した職員数 (B) | 161人  | 149人  | 12人    |
|        | 比率 (B/A)    | 97.0% | 96.8% | 100.0% |

## (ハ) 病院事業特別会計

| 区 分    |             | 合 計    | 一般行政職 | 医療職(1)<br>(注1) | 医療職(2)<br>(注2) | 医療職(3)<br>(注3) | 技能労務職 |
|--------|-------------|--------|-------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 平成20年度 | 職員数 (A)     | 1,810人 | 124人  | 169人           | 208人           | 1,205人         | 104人  |
|        | 昇給した職員数 (B) | 1,722人 | 117人  | 154人           | 199人           | 1,151人         | 101人  |
|        | 比率 (B/A)    | 95.1%  | 94.4% | 91.1%          | 95.7%          | 95.5%          | 97.1% |
| 平成19年度 | 職員数 (A)     | 2,386人 | 145人  | 228人           | 277人           | 1,591人         | 145人  |
|        | 昇給した職員数 (B) | 2,227人 | 138人  | 213人           | 256人           | 1,486人         | 134人  |
|        | 比率 (B/A)    | 93.3%  | 95.2% | 93.4%          | 92.4%          | 93.4%          | 92.4% |

- (注) 1 医療職(1)とは、医師及び歯科医師をいいます。  
 2 医療職(2)とは、薬剤師や診療放射線技師などの医療技術者をいいます。  
 3 医療職(3)とは、助産師や看護師などをいいます。

## チ 時間外勤務手当の状況

## (イ) 普通会計決算

| 区 分    | 支給総額        | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|-------------|-------------|
| 平成20年度 | 3,340,946千円 | 192千円       |
| 平成19年度 | 3,173,658千円 | 180千円       |

## (ロ) 企業特別会計決算

| 区 分    | 支給総額     | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|----------|-------------|
| 平成20年度 | 53,372千円 | 356千円       |
| 平成19年度 | 45,545千円 | 298千円       |

## (ハ) 病院事業特別会計決算

| 区 分    | 支給総額        | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|-------------|-------------|
| 平成20年度 | 1,231,375千円 | 665千円       |
| 平成19年度 | 1,611,580千円 | 664千円       |

## リ 期末・勤勉手当の支給割合（平成20年度）

| 区 分  | 6月期                   | 12月期               | 計                  |
|------|-----------------------|--------------------|--------------------|
| 期末手当 | 1.35月分<br>(0.75月分)    | 1.50月分<br>(0.80月分) | 2.85月分<br>(1.55月分) |
|      | 0.65月分<br>(0.30月分)    | 0.70月分<br>(0.35月分) | 1.35月分<br>(0.65月分) |
| 計    | 2.00月分<br>(1.05月分)    | 2.20月分<br>(1.15月分) | 4.20月分<br>(2.20月分) |
|      | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 |                    |                    |

- (注) 1 ( ) 内は、再任用職員の支給割合です。  
 2 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。



## ヌ 地域手当の状況（平成20年4月1日現在）

| 支給対象地域等            | 支給対象職員数                          | 支給率 | 国の支給率                |
|--------------------|----------------------------------|-----|----------------------|
| 東京都特別区             | 20人                              | 16% | 16%                  |
| 東京都府中市             | 1人                               | 12% | 12%                  |
| 大 阪 市              | 4人                               | 13% | 13%                  |
| 名 古 屋 市            | 3人                               | 12% | 12%                  |
| 仙 台 市              | 5人                               | 6%  | 6%                   |
| 医 師                | 229人                             | 13% | 13%                  |
| 支給対象職員1人当たりの平均支給年額 | 平成20年度普通会計決算<br>平成20年度病院事業特別会計決算 |     | 618,797円<br>766,210円 |

（注） 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

## ル 扶養手当、住居手当、通勤手当の状況（平成20年4月1日現在）

| 区 分  | 県 職 員                                                                                                                                        | 国 家 公 務 員                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 扶養手当 | 配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合、うち1人のみ6,500円、職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円）<br><br>扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 | 配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円（職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円）<br><br>扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 |
| 住居手当 | 借家 限度額 27,000円<br>持家 3,000円<br><br>単身赴任手当受給職員で配偶者が借家又は持家に居住する場合<br>上記の額の2分の1                                                                 | 借家 限度額 27,000円<br>持家 2,500円（新築・購入から5年間に限定）<br><br>単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合<br>上記の額の2分の1                      |
| 通勤手当 | 交通機関利用 限度額 55,000円<br>交通用具使用 限度額 53,000円                                                                                                     | 交通機関利用 限度額 55,000円<br>交通用具使用 限度額 24,500円                                                                     |

（注） 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

## ヲ 特殊勤務手当の状況（平成20年4月1日現在）

## (イ) 普通会計の状況

|                             |            |                                                                                                                              |
|-----------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合           | 35.3%      |                                                                                                                              |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算） | 116,053円   |                                                                                                                              |
| 手当の種類（手当数）                  | 36         |                                                                                                                              |
| 代表的な手当の名称                   | 支給額の多い手当   | 1 警察職員の特殊勤務手当<br>2 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>4 県税事務に従事する職員の特殊勤務手当<br>5 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当 |
|                             | 支給職員数の多い手当 | 1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>2 警察職員の特殊勤務手当<br>3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当<br>5 県税事務に従事する職員の特殊勤務手当 |

（注） 代表的な手当の名称は、各々の区分ごとに上位5つを記載したものです。

## (ロ) 企業特別会計の状況

|                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合           | 60.9 %              |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算） | 34,772 円            |
| 手当の種類（手当数）                  | 2                   |
| 手当の名称                       | 危険作業手当<br>用地等交渉業務手当 |

## (ハ) 病院事業特別会計の状況

|                             |                                                             |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合           | 62.6 %                                                      |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算） | 228,313 円                                                   |
| 手当の種類（手当数）                  | 5                                                           |
| 手当の名称                       | 防疫作業手当<br>夜間看護業務手当<br>緊急呼出救急業務等手当<br>放射線照射作業手当<br>汚物等処理事業手当 |

## ワ 退職手当の状況（平成20年4月1日現在）

| 区 分            | 県 職 員                    |                   | 国家公務員                    |         |         |
|----------------|--------------------------|-------------------|--------------------------|---------|---------|
|                | 自己都合                     | 勸奨・定年             | 自己都合                     | 勸奨・定年   |         |
| 支<br>給<br>率    | 勤続20年                    | 23.5 月分           | 30.55月分                  | 23.5 月分 | 30.55月分 |
|                | 勤続25年                    | 33.5 月分           | 41.34月分                  | 33.5 月分 | 41.34月分 |
|                | 勤続35年                    | 47.5 月分           | 59.28月分                  | 47.5 月分 | 59.28月分 |
|                | 最高限度額（注1）                | 59.28月分           | 59.28月分                  | 59.28月分 | 59.28月分 |
| その他の加算措置       | 定年前早期退職特例措置<br>（2～20%加算） |                   | 定年前早期退職特例措置<br>（2～20%加算） |         |         |
| 1人当たり平均支給額（注2） | （一般職員）<br>25,404千円       | （全 体）<br>25,531千円 |                          |         |         |

（注） 1 国の職員と同様の制度となっています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額です。  
なお、一般職員とは、全職種に係る職員から警察職及び教育職を除いた職員です。

## カ 職員の給与の水準

行政職給料表適用者にかかるラスパイレス指数の推移

| 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 102.5  | 100.6  | 100.5  | 100.6  | 100.2  | 100.4  |

（注） ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

コ 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

| 区 分    |         | 給料月額等      |          |
|--------|---------|------------|----------|
|        |         | 減 額 前      | 減 額 後    |
| 給<br>料 | 知事      | 1,212,000円 | 945,400円 |
|        | 副知事     | 933,000円   | 816,400円 |
|        | 企業管理者   | 699,000円   | 662,400円 |
|        | 病院事業管理者 | 699,000円   | 662,400円 |
|        | 代表監査委員  | 606,000円   | 574,200円 |
| 報<br>酬 | 議長      | 867,000円   | —        |
|        | 副議長     | 774,000円   | —        |
|        | 議員      | 746,000円   | —        |

| 区 分              |         | 年間支給割合           |                              |
|------------------|---------|------------------|------------------------------|
| 期<br>末<br>手<br>当 | 知事      | 6月期<br>12月期<br>計 | 1.525月分<br>1.625月分<br>3.15月分 |
|                  | 副知事     |                  |                              |
|                  | 企業管理者   |                  |                              |
|                  | 病院事業管理者 |                  |                              |
|                  | 代表監査委員  |                  |                              |
|                  | 議長      | 6月期<br>12月期<br>計 | 1.525月分<br>1.625月分<br>3.15月分 |
|                  | 副議長     |                  |                              |
| 議員               |         |                  |                              |

（参考1）特例条例による給与等削減の取組状況

県では「特例条例（知事等及び職員の給与の特例に関する条例）」に基づき、特別職及び一般職の給与等の削減措置を講じています。

この条例による削減は平成14年4月から実施しており、平成20年4月からは削減率を引き上げ、知事等及び一般職について平成23年3月31日まで実施することとしています（議員については、平成18年3月31日で終了）。

なお、議員及び知事等の特別職については、一般職の給与改定の状況等にかんがみ、「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例」で定めている議員報酬月額及び知事等の給料月額を、平成18年4月から約6.7%引下げております。

具体的な給与等の削減率と削減後の額は次のとおりです。

給与等の削減率と削減後の額（平成21年4月1日現在）

| 区 分    |         | 削 減 率         |               |               |               | 削減後の額         |               |
|--------|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|        |         | 平成14年<br>4月から | 平成17年<br>4月から | 平成18年<br>4月から | 平成20年<br>4月から | 平成18年<br>4月から | 平成20年<br>4月から |
| 議員の報酬  | 議 長     | ▲5%           | 同 左           | 削減なし          | 同 左           | (867,000円)    | 同 左           |
|        | 副議長     | ▲5%           | 同 左           | 削減なし          | 同 左           | (774,000円)    | 同 左           |
|        | 議 員     | ▲5%           | 同 左           | 削減なし          | 同 左           | (746,000円)    | 同 左           |
| 知事等の給料 | 知 事     | ▲15%          | ▲20%          | 同 左           | ▲22%          | 969,600円      | 945,400円      |
|        | 副知事     | ▲8%           | ▲10.5%        | 同 左           | ▲12.5%        | 835,100円      | 816,400円      |
|        | 企業管理者   | ▲2.5%         | ▲3.25%        | 同 左           | ▲5.25%        | 676,300円      | 662,400円      |
|        | 病院事業管理者 | ▲2.5%         | ▲3.25%        | 同 左           | ▲5.25%        | 676,300円      | 662,400円      |
|        | 代表監査委員  | ▲2.5%         | ▲3.25%        | 同 左           | ▲5.25%        | 586,400円      | 574,200円      |
| 教育長の給料 |         | ▲2.5%         | ▲3.25%        | 同 左           | ▲5.25%        | 676,300円      | 712,600円      |
| 一般職の給与 | 管理職手当   | ▲10%          | ▲13%          | 同 左           | ▲18%          |               |               |

（参考2）人事委員会勧告の取扱状況

平成20年10月9日になされた人事委員会勧告では、平成20年4月から期末手当の0.05月引上げ及び扶養手当の引上げを行うこと、また、平成21年4月から初任給調整手当の引上げを行うことが勧告されましたが、医師確保の観点から初任給調整手当の引上げについては実施することとした一方で、厳しい財政状況等の県行政を取り巻く情勢にかんがみ、期末手当及び扶養手当の引上げについては実施を見送ることとしました。ただし、将来の山形を支えていく子供たちを産み育てる環境づくりを推進するという観点から、扶養手当の引上げについては平成21年度から実施することとしました。

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

イ 職員の休日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ロ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（(イ)の日を除く）

ロ 職員の勤務時間

1週間当たりの勤務時間 40時間

1日の勤務時間（交代制勤務以外の職員の場合） 午前8時30分から午後5時15分まで

ハ 職員の休暇制度

| 区 分     | 要 件 及 び 日 数                                                  |                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年次有給休暇  | 一の年につき20日（20日を上限に残日数を翌年に繰越し可）                                |                                                                                                  |
| 結核要療養休暇 | 健康診断の結果、結核の判定を受け、療養を要する場合：1年以内                               |                                                                                                  |
| 忌引休暇    | 配偶者、子、父母等の親族関係に応じて定める10日以内の期間<br>例) 配偶者・・・10日、子・・・5日、父母・・・7日 |                                                                                                  |
| 産前産後休暇  | 産前休暇：出産予定日から8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の期間<br>産後休暇：出産の日の翌日から8週間以内の期間 |                                                                                                  |
| 生理休暇    | 生理日の就業が著しく困難な女子職員：3日以内                                       |                                                                                                  |
| 特別休暇    | 災害等                                                          | 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断の場合：その事由の発生している期間                                                           |
|         |                                                              | 風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合：必要と認められる期間                                                     |
|         |                                                              | 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合：その事由の発生している期間                                                              |
|         |                                                              | 異常な自然現象による職員の身体への危害を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：必要と認められる期間                                      |
|         | 負傷・疾病等                                                       | 負傷又は疾病の場合：90日以内の期間                                                                               |
|         |                                                              | 高血圧症、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病及びその他の慢性疾患並びに精神及び神経に係る疾病の場合：180日以内の期間                                    |
|         |                                                              | 負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、なお健康上普通勤務が困難な場合：60日間の期間内において、1日の勤務時間のうちの一部の時間 |
|         |                                                              | 負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、医師が定期的に通院検診を要すると認める場合：1年以内の期間において1月につき1日      |
|         |                                                              | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断、就業制限又は交通の制限若しくは遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：その事由の発生している期間      |
|         | 妊娠・出産等                                                       | 妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合：妊娠週に応じて4週間・2週間・1週間に1回、産後1年までは1回、それぞれ4時間以内             |
|         |                                                              | 妊娠中の職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合：1日につき1時間以内                                    |
|         |                                                              | 妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、当該職員が適宜休息し、又は補食することが必要なとき：必要と認められる期間                        |

|      |  |                                                                                                                                                |
|------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |  | 妻が出産する場合：出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内                                                                                            |
| 育児等  |  | 妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合：当該期間内において5日以内 |
|      |  | 職員が生後1年6月に達しない子を育てる場合：1日2回、1日を通じて90分以内で必要と認められる期間                                                                                              |
|      |  | 職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法に基づく予防接種を受ける場合で、当該職員の介助を必要とするとき：必要と認められる期間                                                                      |
| 看護   |  | ①配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合、②小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合：①及び②の区分ごとに1暦年5日以内                                            |
| 冠婚葬祭 |  | 婚姻した場合：7日以内                                                                                                                                    |
|      |  | 父母、配偶者及び子の祭日の場合：1日                                                                                                                             |
| その他  |  | 証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公署等へ出頭する場合：出頭の日                                                                                                          |
|      |  | 職員が骨髄移植のため、登録の申出、骨髄移植のための骨髄液の提供等をする場合で、それに伴う検査等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき：必要と認められる期間                                                            |
|      |  | 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（①相当規模の災害による被災者を支援する活動、②社会福祉施設等における活動、③常態として日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動）を行う場合：1暦年5日以内                                    |
|      |  | 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合：7月から9月までの期間内において原則として連続する6日以内の期間                                                 |
|      |  | 職員としての勤続期間等を考慮して人事委員会が定める職員が心身の活力の維持及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合：原則として連続する5日以内の期間                                                            |
| 介護休暇 |  | 配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のあるものの介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合：連続する6月以内の期間                                                     |

(4) 職員の分限及び懲戒処分状況

イ 分限処分状況（平成20年度）

(人)

| 処分内容の別       | 免職 | 休職  | 降任 | 降給 | 計   |
|--------------|----|-----|----|----|-----|
| 任命権者         |    |     |    |    |     |
| 知事部局         | 1  | 34  |    |    | 35  |
| 企業局          |    | 3   |    |    | 3   |
| 病院事業局        |    | 20  |    |    | 20  |
| 議会事務局        |    |     |    |    |     |
| 選挙管理委員会事務局   |    |     |    |    |     |
| 監査委員事務局      |    |     |    |    |     |
| 人事委員会事務局     |    |     |    |    |     |
| 海区漁業調整委員会事務局 |    |     |    |    |     |
| 警察本部         |    | 5   |    |    | 5   |
| 教育委員会        |    | 125 |    |    | 125 |
| 計            | 1  | 187 |    |    | 188 |

## ロ 懲戒処分の状況（平成20年度）

| 処分内容の別<br>任命権者 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 計  |
|----------------|----|----|----|----|----|
| 知事部局           | 2  | 1  | 4  | 18 | 25 |
| 企業局            |    |    |    |    |    |
| 病院事業局          |    |    |    | 6  | 6  |
| 議会事務局          |    |    |    |    |    |
| 選挙管理委員会事務局     |    |    |    |    |    |
| 監査委員事務局        |    |    |    |    |    |
| 人事委員会事務局       |    |    |    |    |    |
| 海区漁業調整委員会事務局   |    |    |    |    |    |
| 警察本部           | 1  |    | 1  |    | 2  |
| 教育委員会          | 1  | 3  | 3  | 17 | 24 |
| 計              | 4  | 4  | 8  | 41 | 57 |

## (5) 職員の服務の状況

## イ 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法により、職務に専念する義務が課されている。

## ◇地方公務員法

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

「法律又は条例に特別の定がある場合」として、職務専念義務が免除される場合には、次のような場合がある。

- 研修を受ける場合
- 職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合
- 他の自治体や学校から委嘱を受け、講演又は講義を行う場合
- 国や他の自治体が主催する職務上の教養を目的とする講習会、講演会に参加する場合
- 職員が任命権者から不利益処分を受けた場合において、人事委員会に対し行政不服審査法に基づき不服申立て等をする場合

## ロ 営利企業従事の許可

職員は、地方公務員法により、営利企業の役員等の就任及び報酬を得て事業に従事することについては許可を要し、原則として禁止されている。

## ◇地方公務員法

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

## (イ) 許可の基準

次の全てを満たす場合は、職員の営利企業従事を許可することができる。

- a 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 職員が勤務する機関又は職員が占めている職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係や利害関係が発生するおそれがないこと。
- c 当該営利企業への従事が地方公務員法の精神に反しないと認められること。

## (ロ) 現状

営利企業従事が許可される場合の代表的な例として以下のものがある。

- 部局長等が、第三セクターの非常勤取締役は無報酬で就任する場合

- 県立病院の医師が赤十字血液センターが行う献血の検診医の業務に従事する場合
- 職業訓練校の教官が各種技能検定試験の検定員の業務に従事する場合

#### ハ 休業等制度

##### (イ) 育児休業等制度

地方公務員の育児休業等に関する法律及び山形県職員等の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができる。

###### a 育児休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育に専念するため休業することができる。

(b) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

###### b 部分休業

(a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため一日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。

(b) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

###### c 育児短時間勤務

(a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため、常時勤務を要する職を占めたまま、短時間勤務をすることができる。

(b) 育児短時間勤務をしている期間については、勤務時間に応じた給与を支給する。

##### (ロ) 修学部分休業制度

地方公務員法第26条の2及び山形県職員等の修学部分休業に関する条例に基づき、職員は大学その他の教育施設で修学するため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、修学のため必要とされる時間について休業することができる。

b 修学部分休業制度を利用して修学できる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等とされている。

c 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

##### (ハ) 自己啓発等休業制度

地方公務員法第26条の5及び山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例に基づき、職員は大学等課程の履修又は国際貢献活動のため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、大学等課程の履修のための休業にあつては2年間、国際貢献活動のための休業にあつては3年間休業することができる。

b 自己啓発等休業制度を利用して履修できる大学等課程は、大学（当該大学に置かれる専攻科、大学院を含む。）、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設及びこれらに相当する外国の大学の課程とされている。

c 自己啓発等休業制度を利用して活動できる国際貢献活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（国内における訓練その他の準備行為を含む。）、その他人事委員会規則で定めるものとされている。

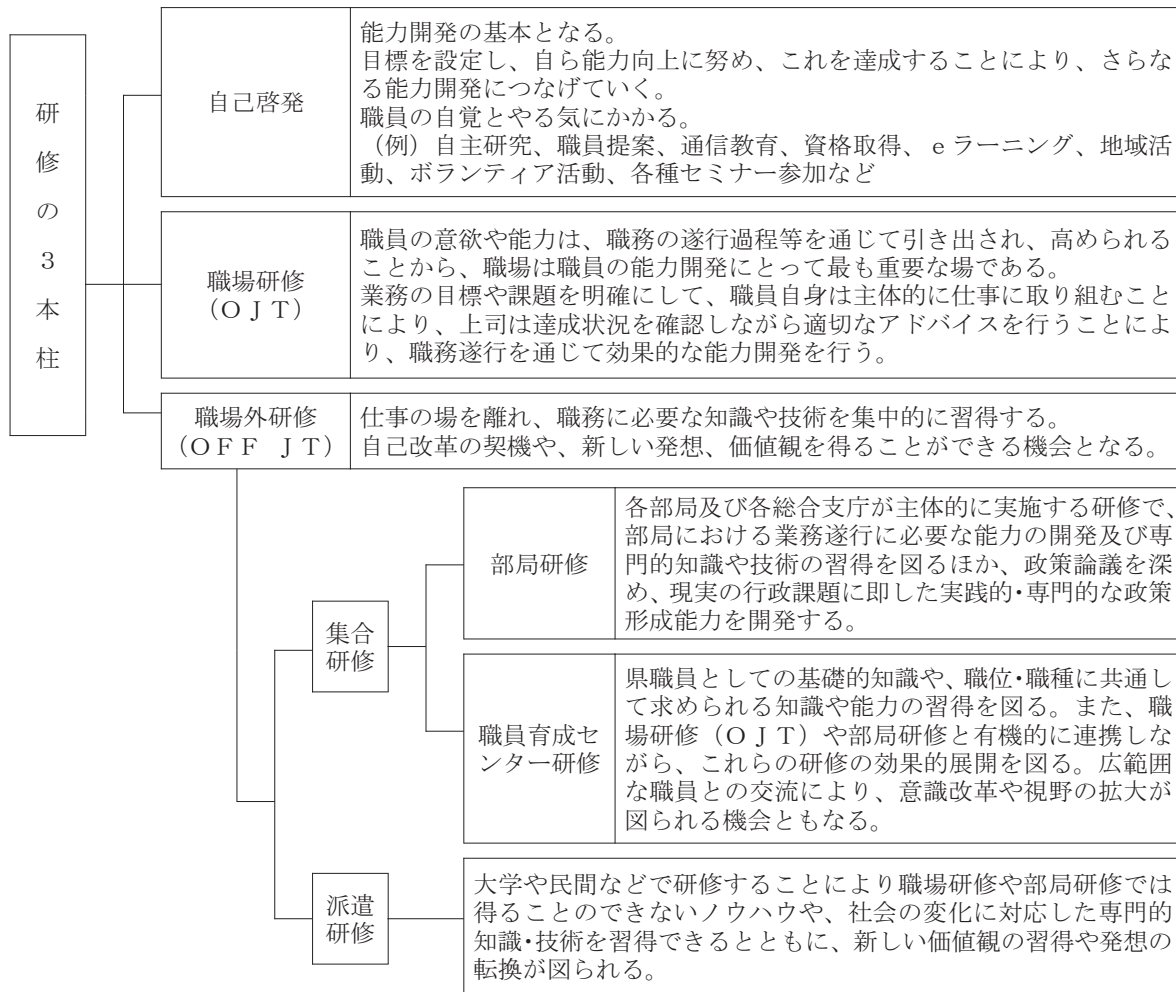
d 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

イ 研修の状況（平成20年度）

(イ) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 研修体系



(a) 職員研修所研修の体系

・基本研修（各階層ごとに行う必須の研修）

| 階層の区分         | 研修名              | 研修目的                             |
|---------------|------------------|----------------------------------|
| 新規採用職員        | 新規採用職員研修（一般職・前期） | 県職員として必要な基本的な能力や意識、知識を身につける。     |
|               | 新規採用職員研修（看護職）    |                                  |
|               | 新規採用職員研修（一般職・後期） | 行政実務に必要な知識を習得し、基本的な業務遂行能力を身につける。 |
| 中堅職員          | 主事・技師級研修         | 中堅実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。          |
|               | 現業職員研修（現任）       |                                  |
| 係長級職員         | 係長級研修            | 仕事の管理と部下の監督に必要な能力を身につける。         |
| 主査級職員         | 主査級研修            | 県民視点に立った業務遂行能力を身につける。            |
| 課長補佐級職員       | 課長補佐級研修          | 職場や職員の適切な管理に必要な能力を身につける。         |
| 課長級職員         | 課長級研修            | 行政目標に沿った組織管理能力を身につける。            |
| 〃<br>(昇任後3年目) | 課長級3年目研修         | 組織目標の実現に向けた組織・人材マネジメントについて学ぶ。    |
| 部長・次長級職員      | 部長・次長級研修         | 組織トップとしてのマネジメントについて学ぶ。           |



・能力開発研修（職位に応じた応用的な能力について選択して履修する研修）

| コース名       | 研 修 目 的                |
|------------|------------------------|
| 政策形成力コース   | 政策形成能力の向上              |
| 役割連携力コース   | 民間と役割分担し、多様な主体との連携力の向上 |
| 危機管理力コース   | 危機管理意識と対応力の向上          |
| 組織力向上コース   | 組織力を高めるための能力の向上        |
| 業務遂行力向上コース | 業務への責任感と積極的な遂行力の向上     |

・特別研修（時宜に応じたテーマを設定し履修する研修）

3 講座開講

b 研修の内容と実績（主なもの）

(a) 基本研修

| 研 修 名                | 研 修 の 目 的                                                                 | 対 象 者               | 研 修 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 実 績  |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                      |                                                                           |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 受講者数 |
| 新規採用職員研修<br>（一般職・前期） | 県職員としての基本的心構え・基礎的知識を身に付けるとともに、参加・体験型研修により社会の規律や自己の責務の自覚を育成する。             | 一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基本的心構え                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 服務と倫理</li> <li>・ 接遇</li> </ul> </li> <li>* 基礎的知識の習得                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政制度</li> <li>・ 文書事務、法制執務</li> <li>・ 県の組織と概況</li> </ul> </li> <li>* 社会奉仕体験</li> <li>* 知事講話</li> </ul> | 93   |
| 新規採用職員研修<br>（一般職・後期） | 職員として行政実務上必要とされる基礎的知識を習得し、基本的な業務遂行能力を身に付ける。                               | 一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎的知識の習得                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開と個人情報保護</li> <li>・ 行政手続制度</li> <li>・ 総合発展計画</li> <li>・ 公報と公聴</li> </ul> </li> <li>* 基本的業務遂行能力の取得                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーション演習</li> </ul> </li> </ul>                 | 100  |
| 係長級研修                | 役付職員の役割としてリーダーシップとマネジメントの重要性を認識し、自覚と責任を身につけるとともに、担当業務を円滑に推進するための能力の向上を図る。 | 係長級昇任者              | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 役付け職員の役割                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネジメント演習</li> </ul> </li> <li>* 業務遂行能力の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果的な表現力</li> <li>・ 県民満足度</li> </ul> </li> </ul>                                                               | 208  |
| 課長級研修                | 管理者としての役割を認識し、目標に向けたマネジメント能力や人材育成能力など、管理者に求められる組織管理能力の向上を図る。              | 課長級昇任者              | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 管理者としての役割                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標に向けたマネジメント</li> <li>・ 職場の健康管理</li> </ul> </li> <li>* 組織管理能力の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理</li> <li>・ 民間企業に学ぶ</li> </ul> </li> <li>* 知事講話</li> </ul>                        | 125  |

(b) 能力開発研修

| 研 修 名      | 研 修 の 目 的                                                            | 対 象 者         | 研 修 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 実 績  |
|------------|----------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|            |                                                                      |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 受講者数 |
| 政策形成能力向上講座 | 政策形成の意義・考え方、政策形成の方法を理解し、住民に信頼される政策を形成するための技術を習得することにより、政策形成能力の向上を図る。 | 主事・技師級研修該当者以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政と政策形成</li> </ul> </li> <li>* 演習及びグループワーク                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジョン型政策の形成</li> <li>・ 問題解決型政策の形成</li> <li>・ 政策形成実習</li> </ul> </li> </ul> | 28   |

|                 |                                                                                                         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 地域マネジメント講座      | 住民満足度の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、マーケティングの理論やその手法を学ぶ。中長期的な視野に立った行政施策の推進を図るために、担当業務を取り巻く環境条件を明確に分析する手法を学ぶ。      | 主事・技師級研修該当者以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協働とは</li> <li>・ 住民と行政の活動領域</li> </ul> </li> <li>* 演習及びグループワーク <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共マーケティング</li> <li>・ S W O T 分析</li> </ul> </li> </ul>                     | 71 |
| ファシリテーション講座     | 住民との協働による地域づくりのため住民グループと対話・討議し、より良い結論に向かって合意形成を引き出したり、課題解決を目的として行う会議の話し合いの質を高めたりするためのファシリテーション技法について学ぶ。 | 係長級研修該当者以上    | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファシリテーションの基礎</li> </ul> </li> <li>* 演習及びグループワーク <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 場のデザインの技術</li> <li>・ 対人関係の技術</li> <li>・ 構造化の技術</li> <li>・ 合意形成の技術</li> </ul> </li> </ul> | 77 |
| プレゼンテーション（発表）講座 | 会議や説明会において、わかりやすく、聞き手の興味をひく説明をするために、話し方、態度等の聴覚及び視覚情報の重要性を理解し、効果的に情報を伝達する能力を身につける。                       | 主事・技師級研修該当者以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレゼンテーションの基本</li> <li>・ 人を魅きつけるプレゼン</li> </ul> </li> <li>* 基礎演習</li> <li>* 実演演習</li> </ul>                                                                                        | 44 |

## (c) 特別研修

| 研修名           | 研修の目的                                                                                                      | 対象者              | 研修内容                                                                                                                                                                                                          | 実績   |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|               |                                                                                                            |                  |                                                                                                                                                                                                               | 受講者数 |
| O J T 指導者育成講座 | 職場研修についての認識を深め、職場研修の効果的な推進に必要な能力の育成向上を図る。                                                                  | 職場研修を推進する立場にある職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成とO J T</li> </ul> </li> <li>* 演習・グループワーク <ul style="list-style-type: none"> <li>・ O J T の実践</li> </ul> </li> </ul> | 68   |
| やまがた夢未来セミナー   | 未来に広がる“やまがた”の実現に向けて、民間企業や民間団体の方々との交流研修を通して、職員相互の多様な見方、柔軟な発想と相互触発、交流を図りながら、時代の変化に対応し、県民の満足度を高めるための能力の向上を図る。 | 係長級以上◆           | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基調講義</li> <li>* 事例紹介</li> <li>* グループワーク</li> <li>* 発表等</li> </ul>                                                                                                    | 33   |

(注) ◆印は民間企業及び市町村職員と合同

## (甲) 警察本部

## a 研修の内容と実績（主なもの）

| 研修名             | 研修の目的                                                                                                                         | 対象者                           | 研修内容                                                                                                                                                                                             | 実績   |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                 |                                                                                                                               |                               |                                                                                                                                                                                                  | 受講者数 |
| 採用時教養<br>（警察官）  | 新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた豊かな人間性をはぐくむとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成する。 | 新たに採用された巡査                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 初任教養<br/>職務倫理、法学、基本実務、体育・術科等</li> <li>* 職場実習<br/>地域実習及び捜査実習</li> <li>* 初任補修教養<br/>初任教養の内容を総合的に発展進化させたもの</li> <li>* 実戦実習<br/>独立性の強い勤務を通じた補強教養</li> </ul> | 94   |
| 採用時教養<br>（一般職員） | 新たに採用された職員に対し、警察職員としての職責の自覚を促し、使命感を植え付け、円満な良識と豊かな人間性を醸成させるとともに、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を習得させる。                                   | 新たに採用された職員                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>職務倫理</li> <li>法学</li> <li>基本実務</li> <li>専門実務</li> <li>体育・術科等</li> </ul>                                                                                   | 10   |
| 昇任時教養           | 警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者に対して、上位階級者としての意識付けを行うとともに、それぞれの職責を果たす上で、必要不可欠な知識、技能等を補完する。                                         | 警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者   | 昇任するそれぞれの階級に必要な知識及び技能                                                                                                                                                                            | 42   |
| 部門別任用時教養        | 生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官に対し、その職責を自覚させ、専務員として必要な基礎的知識、技能を修得させる。                                                           | 生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官 | 専務員として必要な基礎的知識及び技能                                                                                                                                                                               | 35   |
| 各種専科教養          | 特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させる。                                                                                                    | 特定の各分野を担当する警察官又は一般職員          | 特定の分野で必要とされる専門的な知識及び技能                                                                                                                                                                           | 350  |

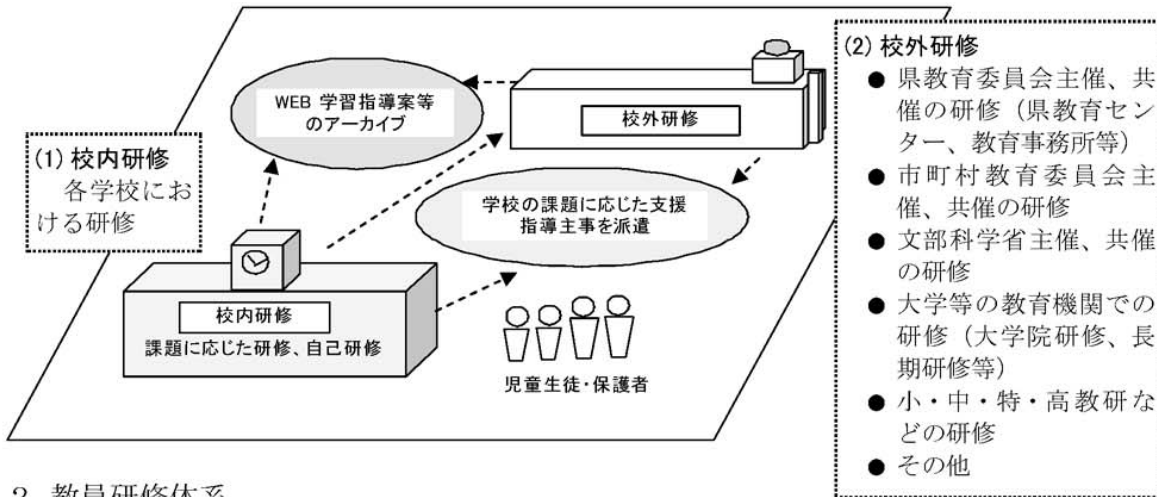
(注) その他、警察大学校、管区警察学校等においても昇任時教養研修をはじめ、より専門的な専科教養研修、語学教養等職務執行に必要な各種教養研修が行われています。

(ハ) 教育委員会  
 a 研修体系

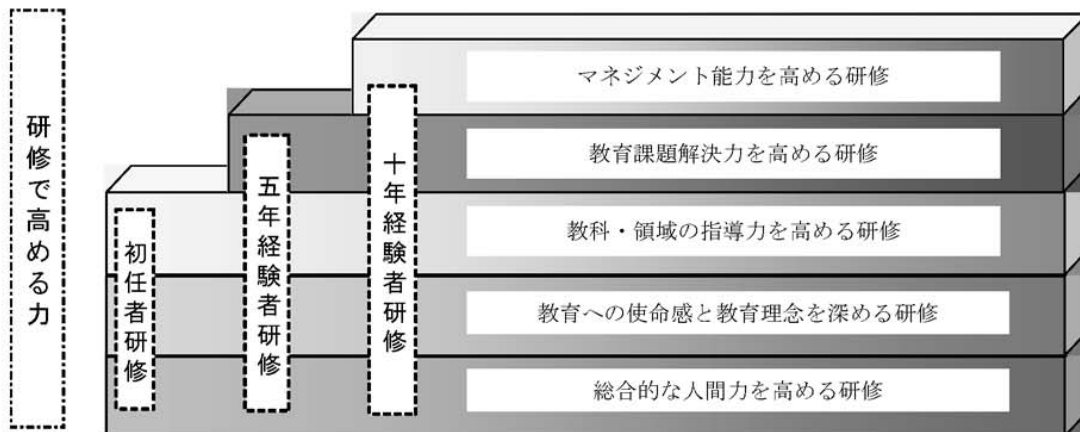
# 山形県教員研修体系 ～信頼され、尊敬される教員を目指して～

平成19年12月 山形県教育委員会

## 1 校内研修と校外研修



## 2 教員研修体系



| 項目/時期     | 養成期<br>初任～ | 向上期<br>10年～         | 充実期<br>20年～                                                                    | 円熟期<br>30年～                                        |
|-----------|------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 総合的な人間力   |            |                     |                                                                                |                                                    |
| 使命感と教育理念  |            |                     |                                                                                |                                                    |
| 教科・領域の指導力 | 初任者研修      | 教職五年経験者研修<br>各種実技研修 | 教職十年経験者研修<br>学習指導に関する研修<br>特別支援教育等の教育課題に関する研修<br>中堅教員錬成研修<br>生徒指導や教育相談に関する専門研修 | 職務研修<br>専門研修<br>新規採用教頭研修<br>得意分野を深める研修<br>新規採用校長研修 |
| 教育課題解決力   |            |                     |                                                                                |                                                    |
| マネジメント能力  |            |                     | 組織マネジメントに関する研修                                                                 |                                                    |

教職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力

## b 研修の内容と実績（主なもの）

| 研 修 名                 | 研 修 の 目 的                                                                          | 対 象 者                 | 研 修 内 容                               | 実 績  |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|------|
|                       |                                                                                    |                       |                                       | 受講者数 |
| 初任者研修（小・中、特殊、高校）      | 実践的指導力と使命感を養うとともに、総合的な人間力を高める                                                      | 新採教員                  | * 学び続ける教師<br>* 教科指導、領域指導等             | 97   |
| 教職5年経験者研修（小・中、特殊、高校）  | 教員として必要な使命感の向上と教育観の形成を図るとともに教科指導生徒指導を中核として専門的な知識と技能を深め、教員としての資質向上と指導力の向上           | 教員                    | * これからの教師に求められる新しい指導力<br>* 教科指導、領域指導等 | 152  |
| 教職10年経験者研修（小・中、特殊、高校） | 個々の教諭等の能力や適性に応じ、教科指導や生徒指導等に関する実践的な指導力の充実                                           | 教員                    | * 中堅教員に求められる指導力<br>* 各自の課題研修 等        | 131  |
| 新規採用校長研修<br>・ 学校経営研修  | 学校経営や教育課題の研修を通し、校長としての自覚とリーダーシップの涵養を図るとともに、普遍的な教育課題とともに現代的な課題にも対応できる学校経営について研修を深める | 新採校長                  | * 県教育長講話<br>* 教育関係法規 等                | 91   |
| 新規採用教頭研修<br>・ 教員倫理研修  | 学校経営や教育施策及び解決が急務になっている教育課題並びに倫理観を高める教職員管理の在り方についての研修を通し、教頭としての自覚と資質の向上             | 新採教頭                  | * 県教育次長講話<br>* 校種別部会（演習討議） 等          | 103  |
| 学校運営基礎講座              | 高等学校の校務に必要な専門的事項について研修を行い、校務運営に携わる教員の見識と指導力の向上                                     | 高校の校務を中心となって推進する立場の教員 | * 校務運営上の法的根拠<br>* これからの高校教育について 等     | 26   |
| 大学院研修                 | 現職教員としての資質の向上と指導力の充実                                                               | 教員                    | * 県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修              | 22   |
| 長期研修                  | 現職教員としての資質の向上と指導力の充実                                                               | 教育職員                  | * 県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修              | 16   |
| 長期社会体験研修              | 教員の対人関係能力の向上、意欲や指導力の向上、視野の拡大                                                       | 教育職員                  | * 社会教育施設及び民間企業における実習                  | 1    |
| 中央研修                  | 各地域の中核となる校長・教頭等の育成                                                                 | 校長・教頭・指導主事・中堅教員       | * 教育課題の明確化と解決のための知識・技能の習得に関する講義及び演習   | 29   |

## ロ 勤務成績評定制度の概要

## (イ) 全部局共通

## a 昇給の場合

毎年1月1日現在において、所属長が、原則として各職員の前1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給の可否を決定している。

## b 昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、所属長が、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格の可否を決定している。

## (ロ) 警察本部

前年の1月1日から12月31日までの各職員の勤務成績について毎年1月1日現在で評定を実施し、異

動、昇任等に反映させている。

(ハ) 教育委員会

教職員の人事管理を適正にし、教育の効果を上げるため、各教職員ごと11月1日に所属長が原則として各教職員の1年間の勤務成績を評定する。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

イ 職員の福利厚生事業の概要（平成20年度）

(イ) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 保健事業の概要（主なもの）

| 事業名        | 事業の概要                                                                                                                                                                                                                                                                              | 実施主体      |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 健康診断       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期健康診断               <ul style="list-style-type: none"> <li>・問診 ・身長、体重、視力、聴力、腹囲 ・心電図検査</li> <li>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査</li> </ul> </li> </ul>                                                                                        | 県         |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病健康診断               <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診（原則40歳以上の希望者）</li> <li>・大腸がん検診（40歳以上の希望者）</li> <li>・肺がん検診（50歳以上の希望者）</li> <li>・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者））</li> <li>・同（乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者））</li> </ul> </li> </ul>    | 県         |
| 人間ドック      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定型（50歳の職員）</li> <li>● 準指定型（45歳、55歳、退職予定の希望する職員）</li> <li>● 上記以外（35歳以上で希望する職員）</li> </ul> ※全て1泊2日                                                                                                                                         | 県<br>共済組合 |
| メンタルヘルスクエア | <ul style="list-style-type: none"> <li>● メンタルヘルス相談（職員診療所内での心療内科医師及び臨床心理士等による面接、電話相談）</li> <li>● は一とふる相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時）</li> <li>● 職場復帰支援事業（所属長、メンタルヘルスコordinator、保健師等で構成するサポートチームによる職場復帰のための支援活動）</li> <li>● メンタルヘルス研修（管理監督者（課長、課長補佐級）向けセミナー、一般職員向け研修 等）</li> </ul> | 県<br>共済組合 |

b 給付事業の概要（主なもの）

| 事項            | 共済組合                                                                             | 互助会                                         |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 職員が病気やけがをしたとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>● 法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>● 高額療養費<br>● 一部負担金払戻金<br>● 入院附加金 等 | ● 会員療養給付金<br>● 長期療養見舞金                      |
| 職員が出産したとき     | ● 出産費 350,000円<br>（産科医療補償制度対象分娩） 380,000円<br>● 出産費附加金 30,000円                    | ● 出産祝金 30,000円                              |
| 職員が死亡したとき     | ● 埋葬料 50,000円<br>● 弔慰金<br>● 遺族共済年金                                               | ● 弔慰金 300,000円<br>● 遺児育英資金 100,000～300,000円 |

c 貸付事業の概要（主なもの）

| 貸付の種類      | 最高限度額   | 貸付利率                                    | 実施主体 |
|------------|---------|-----------------------------------------|------|
| 住 宅 貸 付    | 1,800万円 | 平成20年6月30日まで 2.46%<br>平成20年7月1日から 2.66% | 共済組合 |
| 在宅介護対応住宅加算 | 300万円   | 平成20年6月30日まで 2.20%<br>平成20年7月1日から 2.40% |      |

（注） 共済組合とは地方職員共済組合を、互助会とは山形県職員互助会をいいます。

(㊦) 警察本部

a 保健事業の概要（主なもの）

| 事 業 名     | 事 業 の 概 要                                                                                                                                                                                                                                               | 実施主体        |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 健康診断      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●定期健康診断（特定健康診査含む）</li> <li>・問診・身長、体重、腹囲、視力、聴力・心電図検査・眼底検査</li> <li>・尿検査・血圧測定・血液検査・胸部エックス線検査</li> </ul>                                                                                                            | 県<br>共済組合   |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活習慣病健康診断</li> <li>・胃がん検診（35歳以上の職員）</li> <li>・大腸がん検診（35歳以上の職員）</li> <li>・肺がん検診（50歳以上で喫煙指数600以上の職員）</li> <li>・腹部超音波検査（35歳以上の職員）</li> <li>・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者））</li> <li>・同（乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者））</li> </ul> | 県<br>共済組合   |
| 人間ドック     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の希望者</li> <li>※全て1泊2日</li> </ul>                                                                                                                                                             | 県<br>互助会    |
| 特定保健指導    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●40歳以上の有所見者</li> </ul>                                                                                                                                                                                           | 共済組合        |
| メンタルヘルスケア | <ul style="list-style-type: none"> <li>●部外カウンセラー相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時）</li> <li>●電話相談（共済組合本部の全国統一事業 健康相談・メンタルヘルス相談）</li> <li>●メンタルヘルス研修（一般職員向けセミナー）</li> </ul>                                                                                | 共済組合<br>互助会 |

b 給付事業の概要（主なもの）

| 事 項           | 共 済 組 合                                                                                                                                                                        | 互 助 会                                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職員が病気やけがをしたとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 医療機関等に支払うもの</li> <li>●法定給付の額</li> <li>2. 職員に支給するもの</li> <li>●高額療養費</li> <li>●一部負担金払戻金 等</li> </ul>                                   | ●長期療養見舞金                                                                                 |
| 職員が出産したとき     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●出産費 350,000円<br/>（産科医療補償制度対象分娩） 380,000円</li> <li>●出産費附加金</li> <li>第1子 30,000円</li> <li>第2子 60,000円</li> <li>第3子以降 100,000円</li> </ul> | ●出産祝金 20,000円                                                                            |
| 職員が死亡したとき     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●埋葬料 50,000円</li> <li>●埋葬料附加金</li> <li>●弔慰金</li> <li>●遺族共済年金</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●弔慰金 300,000円</li> <li>●遺児育英金 300,000円</li> </ul> |

c 貸付事業の概要（主なもの）

| 貸付の種類   | 最高限度額   | 貸付利率  | 実施主体 |
|---------|---------|-------|------|
| 住 宅 貸 付 | 1,800万円 | 2.78% | 共済組合 |
| 介護住宅貸付  | 300万円   | 2.52% |      |

（注） 共済組合とは警察共済組合を、互助会とは山形県警察職員互助会をいいます。

## (ハ) 教育委員会

## a 保健事業の概要（主なもの）

| 事業名         | 事業の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 実施主体      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 健康診断        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●定期健康診断               <ul style="list-style-type: none"> <li>・問診 ・身長、体重、腹囲、視力、聴力 ・心電図検査</li> <li>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                             | 県         |
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活習慣病健康診断               <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診（原則40歳以上の希望者）</li> <li>・大腸がん検診（40歳以上の希望者）</li> <li>・肺がん検診（50歳以上の希望者）</li> <li>・婦人がん検診（子宮がん検診（希望者））</li> <li>・同（乳がん検診（40歳以上の偶数年齢の希望者））</li> </ul> </li> </ul>                                                              | 県<br>共済組合 |
| 人間ドック       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●指定型（40歳、50歳、55歳に達する組合員）</li> <li>●希望型（35歳以上で希望する組合員（ただし、40歳、50歳、55歳を除く））</li> </ul> ※1泊2日                                                                                                                                                                                                      | 県<br>共済組合 |
| メンタルヘルス対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●メンタルヘルス相談<br/>本庁及び各教育事務所管内に5ヶ所の相談窓口を設置</li> <li>●教職員健康相談24<br/>共済組合本部の全国統一事業として24時間・年中無休で電話相談を受付</li> <li>●面接によるカウンセリング相談<br/>共済組合本部の全国統一事業として全国のカウンセリングルームでの予約制面接相談を受付</li> <li>●メンタルヘルスセミナー<br/>一般教職員を対象としたセミナーの開催（4地区で開催）<br/>管理監督者（校長、教頭、養護教諭、所属所長、庶務担当者等）を対象としたセミナーの開催（2地区で開催）</li> </ul> | 県<br>共済組合 |

## b 給付事業の概要（主なもの）

| 事項            | 共済組合                                                                                    | 互助会                                        |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 職員が病気やけがをしたとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>●法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>●高額療養費<br>●一部負担金払戻金<br>●入院附加金<br>●障害共済年金 等 | ●会員療養見舞金                                   |
| 職員が出産したとき     | ●出産費 350,000円<br>（産科医療補償制度対象分娩）<br>380,000円<br>●出産費附加金<br>定額 50,000円                    | ●出産見舞金 50,000円                             |
| 職員が死亡したとき     | ●埋葬料 50,000円<br>●埋葬料附加金 25,000円<br>●弔慰金<br>●遺族共済年金                                      | ●埋葬料 50,000円<br>●遺児激励金<br>100,000～300,000円 |

## c 貸付事業の概要（主なもの）

| 貸付の種類      | 最高限度額   | 貸付利率  | 実施主体 |
|------------|---------|-------|------|
| 住宅貸付       | 1,800万円 | 2.66% | 共済組合 |
| 在宅介護対応住宅加算 | 300万円   | 2.40% |      |

（注） 共済組合とは公立学校共済組合を、互助会とは山形県教職員互助会をいいます。



## ロ 公務災害補償の状況

## (イ) 公務災害の認定状況

(件)

|      | 平成19年度 | 平成20年度 | 増減 |
|------|--------|--------|----|
| 公務災害 | 273    | 273    | 0  |
| 通勤災害 | 6      | 19     | 13 |
| 計    | 279    | 292    | 13 |

## (ロ) 補償と福祉事業の状況

(円)

|          | 平成19年度      | 平成20年度      | 増減          |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 補償（注1）   | 128,882,012 | 111,462,022 | ▲17,419,990 |
| 福祉事業（注2） | 32,730,149  | 38,685,199  | 5,955,050   |
| 計        | 161,612,161 | 150,147,221 | ▲11,464,940 |

(注) 1 補償とは、地方公務員災害補償法に基づき被災職員の権利として支給されるもので、療養補償費、障害補償年金・一時金、遺族補償年金・一時金などがあります。

2 福祉事業とは、労働者災害補償保険法での「特別支給金」に相当するもので、いわゆる付加給付、アフターケア、遺族（就学児）に対する奨学援助金などがあります。

## 2 条例第3条に基づく人事委員会の業務の報告

## (1) 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条の規定により、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとされている。この成績主義の原則に基づき、職員の採用は平等公開の競争試験又は選考により行っている。また、職員の昇任についても勤務実績に基づく選考により行っている。

## イ 平成20年度競争試験の状況

| 種類     | 区分 | 申込者    | 受験者<br>(a) | 合格者  |        | 倍率<br>(a/b) |
|--------|----|--------|------------|------|--------|-------------|
|        |    |        |            | 1次   | 最終 (b) |             |
| 大学卒業程度 |    | 1,105人 | 915人       | 157人 | 75人    | 12.2倍       |
| 短大卒業程度 |    | 27人    | 23人        | 10人  | 5人     | 10.6倍       |
| 高校卒業程度 |    | 203人   | 185人       | 26人  | 12人    | 15.4倍       |
| 警察官    |    | 1,245人 | 992人       | 276人 | 93人    | 10.7倍       |
| 合計     |    | 2,580人 | 2,115人     | 469人 | 185人   | 11.4倍       |

## ロ 平成20年度選考の状況

| 区分   | 合格者  |
|------|------|
| 採用選考 | 178人 |
| 昇任選考 | 588人 |

## (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

この制度は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、人事委員会が、県議会及び県知事に対して、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告を行うものである。

平成20年度においては、10月9日に、初任給調整手当、扶養手当及び期末・勤勉手当の改定について、12月22日に、教育職員の給与について、報告及び勧告を行っている。

## イ 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成20年10月9日）

## (イ) 勧告の内容

## a 初任給調整手当

人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて改定すること。

## b 扶養手当

扶養親族である子等に係る支給月額を引き上げること。(6,000円→6,500円)

## c 期末・勤勉手当

年間の支給月数を県内民間の特別給の支給状況に合わせて4.25月分とすること。

## d 実施時期

平成20年4月1日から実施すること。

ただし、aについては、平成21年4月1日から実施すること。

## (p) 報告の内容

## a 給与決定の諸条件

## (a) 公民給与の較差

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間の540事業所のうちから、無作為に抽出した143事業所について職種別民間給与実態調査を行った。

その結果、平成20年4月における職員給与と民間給与との較差は次のとおりであった。

| 民間給与     | 職員給与     | 較 差     |        |
|----------|----------|---------|--------|
|          |          | 金 額     | 比 率    |
| 380,864円 | 388,561円 | △7,697円 | △1.98% |

(注) 1 行政職給料表適用者平均年齢43.3歳。特例条例による管理職手当の減額措置がないものとした場合の額を基礎として算出

2 県職員と民間従業員に実際支払われた4月分給与をもとに、職種、職位、学歴年齢など、給与決定要素を同じくする者同士を比較

## (b) 国家公務員との給与比較

平成19年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給与水準について、その俸給及び給料を学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較すると、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は100.2となっている。

## b その他の報告事項

## (a) 給与構造改革に伴う給与の改定

地域手当の平成21年度における支給割合の改定については、国家公務員に採られる措置に準じた措置とすることが適当である。

人事院の勧告した本府省業務調整手当については、本県において、国の本府省のように必要な人材の確保が困難になっているという事情にはないことから、同手当に相当する手当を新設する必要がないものとする。

## (b) その他の手当

住居手当については、国及び他の都道府県との均衡を考慮した手当制度としてきたところである。人事院において、自宅に係る住居手当の廃止の検討を進めること、また、借家・借間に係る住居手当の在り方について、引き続き検討を進めることとしているため、本県としても、国及び他の都道府県の動向に留意していく必要がある。

単身赴任手当については、人事院において、単身赴任に伴う経済的負担の実情及び民間における同種手当の支給状況を考慮して、その改善について検討することとしているため、今後、その状況に留意していく必要がある。

## (c) 給与構造改革期間終了後の取組み

給与構造改革終了後の取組みについては、人事院において、問題点等を整理し、準備を進めることとしていることから、本県としては、その状況を踏まえつつ、検討していく必要がある。

## (d) 勤務時間の見直し

人事院は、民間企業の所定労働時間との均衡を図る観点から、職員の勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定するよう勧告した。

県内の民間事業所における所定労働時間は、平成16年及び平成18年から平成20年までの平均値を算出すると、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間58分となっており、全国と同程度の水準で定着していると認められる。

これらの状況を考慮すると、職員の勤務時間については、国の動向に留意しつつ、人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて改定することが適当である。

勤務時間の短縮にあたっては、県民の理解を得ていくことが極めて重要であり、このため、これまでの行政サービスを維持し、行政コストの増加を招かないことを基本とし、公務能率の一層の向上に

努める必要がある。

また、所定の勤務時間の中に置くこととされている休憩時間については、国において既に廃止されており、他の都道府県においても同様の状況であることから、廃止すべきものとする。

(e) 能力・実績に基づく人事管理

公務を取り巻く環境が大きく変化する中で、行政課題も多様化しており、県民の期待に応えられる能力やスキルを有する職員を育成し、組織力の向上に結び付けていくことが重要な課題となっている。

職員の士気の高揚や組織の活性化を図るためには、能力・実績に基づく人事管理を進めていく必要がある。そのためには、公正性・透明性が高く、実効性のある新たな人事評価制度を構築することが不可欠である。

現在、国においては、能力・実績に基づく人事管理を推進するため、平成21年度からの人事評価制度の本格実施に向けて、リハーサル試行を行うなどの準備が進められている。また、本県においては、本年度から、知事部局等において、管理職員を対象に2年間の試行を経て新たな人事評価制度を導入し、一般職員についても試行を開始したところである。

任命権者においては、人事評価制度の導入・定着を図るため、引き続き、職員の士気の確保、能力の向上、組織の一体感やチームワークの確保などに十分留意しつつ、制度の信頼性を高める取組みを着実に進めていく必要がある。

(f) 勤務環境の整備

・ 総実勤務時間の短縮

職員の総実勤務時間の短縮については、長期的に見れば、これまでの取組みにより一定の成果が認められるが、平成19年度は、職員1人当たりの超過勤務時間の増加が見られた。また、長時間労働の上限の目安としている年間360時間を超える超過勤務を行った職員も、なお一定程度見受けられるところである。

管理監督者においては、引き続き職員の業務内容等を適切に把握し、業務の改善に率先して取り組むことにより、超過勤務の縮減を図るとともに、年次有給休暇の取得しやすい環境づくりを進める必要がある。

・ 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立支援については、本県においても、育児休業や介護休暇など各種制度の整備や特定事業主行動計画の策定など、仕事と生活の調和に向けた環境づくりに取り組んでおり、女性職員の育児休業取得率は高い割合となっている。

任命権者においては、育児や介護に責任を有する職員の仕事と生活の両立に向けた取組みをさらに推進していくため、特に男性職員による育児・介護に係る各種制度の利用が図られるよう、引き続き意識啓発等に努めていく必要がある。

・ 心の健康づくりの推進

各任命権者においては、研修会の開催や相談窓口を設置する等、職員の心の健康づくりに取り組んでいるところであるが、近年の心の疾病の増加傾向を見ると、なお一層推進していく必要がある。特に、職場のメンタルヘルス対策においては、予防や早期発見が重要であることから、管理監督者が職員の心の不調によるシグナルに早期に気づき、適切に対応していくことができるような方策を充実させるなど、良好な職場環境づくりに重点的に取り組んでいく必要がある。

(h) 勧告の取扱い

勧告に基づく平成20年の給与改定は実施されなかった。

ただし、初任給調整手当及び扶養手当については、平成21年4月1日から勧告の内容のとおり改定された。

ロ 教育職員の給与に関する報告及び勧告（平成20年12月22日）

(イ) 勧告の内容

a 給与改定

教育職給料表(2)の3級と2級との間に新たな級を設けること。

b 改定の実施時期

平成21年4月1日から実施すること。

(ロ) 報告の内容

## a 副校長及び主幹教諭の設置

文部科学省に設置される中央教育審議会の答申（今後の教員給与の在り方について：平成19年3月）などを踏まえ、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、小学校、中学校、高等学校等に副校長、主幹教諭等の新たな職を設置することができるよう学校教育法が改正され、平成20年4月から施行された。

本県教育委員会においては、校長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、平成21年4月から高等学校に副校長を、小学校及び中学校に主幹教諭を設置することとした。

## b 給与に関する措置

## (a) 給料表

## ・ 副校長

副校長の職務の級については、その職務が、教頭と同様に、基本的には校長の命を受けて校務を遂行することから、現行の教頭と同じ3級とすることが適当である。

## ・ 主幹教諭

主幹教諭の職務の級については、その職務が、教諭と同様に、児童生徒への教育をつかさどる一方、担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、他の教諭に対して指示できるため、教諭とは職務の複雑、困難及び責任の度が異なることから、現行の3級（教頭）と2級（教諭）との間に新たに級を設けることが適当である。

## (b) 管理職手当

副校長の管理職手当については、その職務の困難性を考慮し、所要の措置を講ずる必要がある。

## (c) その他の給与に関する措置

その他の給与については、副校長及び主幹教諭の職務内容、他の教育職員との均衡等を踏まえ、所要の措置を講ずる必要がある。

## (h) 勧告の取扱い

勧告のとおり給与改定が実施された。

## (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものである。

平成20年度処理状況

| 平成19年度末<br>係属件数 | 平成20年度中<br>要求件数 | 平成20年度中処理件数 |    | 平成20年度末<br>係属件数 |
|-----------------|-----------------|-------------|----|-----------------|
|                 |                 | 却下          | 判定 |                 |
| 0               | 0               | 0           | 0  | 0               |

## (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うものである。

平成20年度処理状況

| 平成19年度末<br>係属件数 | 平成20年度中<br>申立件数 | 平成20年度中処理件数 |    | 平成20年度末<br>係属件数 |
|-----------------|-----------------|-------------|----|-----------------|
|                 |                 | 却下          | 判定 |                 |
| 2               | 0               | 0           | 0  | 2               |

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成21年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 ドリーム・ポイント
  - (2) 代表者の氏名  
沼澤 孝典
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市住吉町3番3号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、「高齢者は、社会の進展に寄与してきた者として敬愛されるとともに、健全で安心な生活を保障されるべきである」という、高齢者福祉の基本理念に基づき、高齢者が敬われつつ、自由に生き生きとした毎日を過ごされるような環境を創出すること、すなわち、新しい地域社会の福祉システムの構築を目指し活動することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年9月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人さくらサポートセンター
  - (2) 代表者の氏名  
神尾 正彦
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市桜木町1番74号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、介護が必要な高齢者及びその家族、手助けを必要とする人々に対して、生涯を通じて地域で安心した生活が送れるよう、又誇りをもって地域で暮らせるよう支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地             | 規格                                                  | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            | 敷金     | 摘要     |                            |                            |
|--------------|-----------------|-----------------------------------------------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|--------|----------------------------|----------------------------|
|              |                 |                                                     |      |     | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営鈴川第二アパート1号 | 山形市鈴川町三丁目18-48  | 住宅形式<br>3K<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>44.4<br>平方メートル | 1    | 一般用 | 12,000          | 13,900                     | 15,900                     | 17,900                     | 19,800 | 19,800 | 3月分の家賃に相当する額               | 単身可                        |
| 同 3号         | 同 17-25         | 同                                                   | 1    | 同   | 12,300          | 14,200                     | 16,200                     | 18,300                     | 19,800 | 19,800 |                            |                            |
| 同 五十鈴アパート2号  | 同 大野目二丁目2-50    | 同                                                   | 1    | 同   | 14,900          | 17,200                     | 19,700                     | 22,200                     | 25,400 | 26,300 |                            |                            |
| 同 3号         | 同 2-46          | 同                                                   | 1    | 同   | 14,900          | 17,200                     | 19,700                     | 22,200                     | 25,400 | 26,300 |                            |                            |
| 同 南山形アパート3号  | 同 南松原一丁目9-6     | 3DK                                                 | 1    | 同   | 23,900          | 27,500                     | 31,500                     | 35,500                     | 40,600 | 46,900 |                            |                            |
| 同 4号         | 同 9-1           | 3K                                                  | 1    | 同   | 10,200          | 11,700                     | 13,400                     | 15,200                     | 15,900 | 15,900 |                            | 単身可                        |
| 同 桜町アパート1号   | 同 桜町四丁目12-16    | 3DK                                                 | 1    | 同   | 21,100          | 24,300                     | 27,800                     | 31,400                     | 35,800 | 41,400 |                            |                            |
| 同 2号         | 同 12-20         | 同                                                   | 1    | 同   | 20,400          | 23,600                     | 26,900                     | 30,400                     | 34,700 | 40,100 |                            |                            |
| 同 あたごアパート    | 同 小白川町五丁目27-15  | 3LDK                                                | 2    | 同   | 28,900          | 33,400                     | 38,100                     | 43,000                     | 49,200 | 56,700 |                            |                            |
| 同 土屋倉アパート1号  | 同 上山市美咲町二丁目3    | 3DK                                                 | 1    | 同   | 12,800          | 14,800                     | 16,900                     | 19,100                     | 21,800 | 25,200 |                            |                            |
| 同 金生アパート     | 同 金生一丁目13-13    | 3K                                                  | 1    | 同   | 10,600          | 12,200                     | 13,900                     | 14,900                     | 14,900 | 14,900 |                            |                            |
| 同 長清水アパート9号  | 同 長清水一丁目10-19   | 3DK                                                 | 1    | 同   | 22,800          | 26,300                     | 30,100                     | 33,900                     | 38,800 | 44,800 |                            |                            |
| 同 交り江アパート1号  | 同 天童市交り江五丁目10-1 | 同                                                   | 1    | 同   | 17,400          | 20,100                     | 23,000                     | 25,900                     | 29,700 | 34,200 |                            |                            |
| 同 天童南部アパート5号 | 同 天童市南町三丁目18-5  | 3LDK                                                | 1    | 同   | 29,800          | 34,400                     | 39,300                     | 44,400                     | 50,700 | 58,500 |                            |                            |

|                   |                          |     |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |
|-------------------|--------------------------|-----|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同 南寒河江ア<br>パー ト1号 | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100-<br>5 | 3DK | 62.6 | 1 | 同 | 17,600 | 20,300 | 23,200 | 26,200 | 29,900 | 34,500 |  |
| 同 塩水アパー<br>ト6号    | 同 大字寒<br>河江字塩水46-<br>1   | 同   | 70.7 | 1 | 同 | 24,200 | 27,900 | 31,900 | 36,000 | 41,100 | 47,400 |  |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成21年10月2日～同月8日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間 午前10時～午後6時）（ただし、郵送の場合は平成21年10月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成21年12月1日



公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地          | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                 | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|--------------|--------------|------|-------------------------------|------|--------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|              |              | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                    | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営春日アパート3号   | 米沢市春日五丁目2-43 | 3DK  | 75.6                          | 1    | 一般用                | 25,700                  | 29,700                             | 34,000                             | 38,300                             | 43,800 | 50,500                             | 3月分の家賃に相当する額                       |     |
| 同 中田第一アパート6号 | 同 中田町658-3   | 同    | 75.4                          | 1    | 同                  | 25,800                  | 29,700                             | 34,000                             | 38,400                             | 43,800 | 50,600                             |                                    |     |
| 同 相生アパート3号   | 同 相生町7-65    | 同    | 72.9                          | 2    | 同                  | 23,900                  | 27,600                             | 31,500                             | 35,600                             | 40,600 | 46,900                             |                                    |     |
| 同 関口アパート1号   | 南陽市宮内352-3   | 2DK  | 57.2                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・障害者用) | 19,300                  | 22,300                             | 25,500                             | 28,800                             | 32,900 | 38,000                             |                                    | 单身可 |
| 同 桜木アパート1号   | 同 三間通1229-2  | 3DK  | 59.3                          | 1    | 一般用                | 16,000                  | 18,500                             | 21,100                             | 23,800                             | 27,200 | 31,400                             |                                    |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成21年10月5日から同月9日まで（受付時間：午前10時～午後5時）（ただし、郵送の場合には平成21年10月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成21年12月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成21年7月から平成21年8月まで実施した平成20年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成21年9月29日

山形県監査委員 野川政文  
 山形県監査委員 寒河江政好  
 山形県監査委員 小山壽夫  
 山形県監査委員 濱田宗一

### 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関79箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関               | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |       |
|---------------------------|------------|-------------|-------|
| 病 院 事 業 局 本 局             | 平成21年7月13日 | 野川委員        | 寒河江委員 |
|                           |            | 小山委員        | 濱田委員  |
| 企 業 局 本 局                 | 平成21年7月13日 | 野川委員        | 寒河江委員 |
|                           |            | 小山委員        | 濱田委員  |
| 置 賜 総 合 支 庁 総 務 企 画 部     | 平成21年7月14日 | 寒河江委員       | 小山委員  |
| 置 賜 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部 | 平成21年7月14日 | 寒河江委員       | 小山委員  |
| 置 賜 総 合 支 庁 産 業 経 済 部     | 平成21年7月14日 | 寒河江委員       | 小山委員  |
| 置 賜 総 合 支 庁 建 設 部         | 平成21年7月14日 | 寒河江委員       | 小山委員  |
| 自 動 車 税 事 務 所             | 平成21年7月15日 | 寒河江委員       | 小山委員  |
| 村 山 総 合 支 庁 総 務 企 画 部     | 平成21年7月15日 | 寒河江委員       | 小山委員  |
| 村 山 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部 | 平成21年7月15日 | 寒河江委員       | 小山委員  |
| 村 山 総 合 支 庁 産 業 経 済 部     | 平成21年7月15日 | 寒河江委員       | 小山委員  |
| 村 山 総 合 支 庁 建 設 部         | 平成21年7月15日 | 寒河江委員       | 小山委員  |
| 庄 内 総 合 支 庁 総 務 企 画 部     | 平成21年7月14日 | 野川委員        | 濱田委員  |
| 庄 内 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部 | 平成21年7月14日 | 野川委員        | 濱田委員  |
| 庄 内 総 合 支 庁 産 業 経 済 部     | 平成21年7月14日 | 野川委員        | 濱田委員  |
| 庄 内 総 合 支 庁 建 設 部         | 平成21年7月14日 | 野川委員        | 濱田委員  |
| 酒 田 事 務 所                 | 平成21年7月15日 | 野川委員        | 濱田委員  |
| 庄 内 教 育 事 務 所             | 平成21年7月15日 | 野川委員        | 濱田委員  |

|         |            |       |      |
|---------|------------|-------|------|
| 秘書広報課   | 平成21年7月23日 | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 行政改革課   | 平成21年7月23日 | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 人事課     | 平成21年7月23日 | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 文書課     | 平成21年7月23日 | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 職員厚生課   | 平成21年7月23日 | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 長寿社会課   | 平成21年7月23日 | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 市町村支援課  | 平成21年7月23日 | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 子育て支援課  | 平成21年7月23日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 子ども家庭課  | 平成21年7月23日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 女性青少年課  | 平成21年7月23日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 新農業推進課  | 平成21年7月23日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 経営安定対策課 | 平成21年7月23日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 生産技術課   | 平成21年7月23日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| エコ農業推進課 | 平成21年7月23日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 畜産課     | 平成21年7月23日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 県議会事務局  | 平成21年8月4日  | 野川委員  | 小山委員 |
| 農政企画課   | 平成21年8月4日  | 野川委員  | 小山委員 |
| 農村計画課   | 平成21年8月4日  | 野川委員  | 小山委員 |
| 森林課     | 平成21年8月4日  | 野川委員  | 小山委員 |
| 健康福祉企画課 | 平成21年8月4日  | 野川委員  | 小山委員 |
| 地域福祉課   | 平成21年8月4日  | 野川委員  | 小山委員 |
| 税政課     | 平成21年8月4日  | 野川委員  | 小山委員 |
| 管理課     | 平成21年8月4日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 建設企画課   | 平成21年8月4日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |

|                 |            |       |      |
|-----------------|------------|-------|------|
| 交 通 政 策 課       | 平成21年8月4日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 都 市 計 画 課       | 平成21年8月4日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 道 路 課           | 平成21年8月4日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 河 川 砂 防 課       | 平成21年8月4日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 建 築 住 宅 課       | 平成21年8月5日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 産 業 政 策 課       | 平成21年8月4日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 商 業 経 済 交 流 課   | 平成21年8月5日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 観 光 振 興 課       | 平成21年8月5日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 工 業 振 興 課       | 平成21年8月5日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 雇 用 労 政 課       | 平成21年8月5日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 出 納 局           | 平成21年8月5日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 | 平成21年8月5日  | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 障 が い 福 祉 課     | 平成21年8月10日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 保 健 薬 務 課       | 平成21年8月10日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 管 財 課           | 平成21年8月10日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 財 政 課           | 平成21年8月21日 | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 生 活 安 全 調 整 課   | 平成21年8月24日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 食 品 安 全 対 策 課   | 平成21年8月24日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 総 合 防 災 課       | 平成21年8月24日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 文 化 振 興 課       | 平成21年8月25日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 学 術 振 興 課       | 平成21年8月25日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 環 境 企 画 課       | 平成21年8月25日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 循 環 型 社 会 推 進 課 | 平成21年8月25日 | 野川委員  | 小山委員 |
| み ど り 自 然 課     | 平成21年8月25日 | 野川委員  | 小山委員 |

|                   |            |       |      |
|-------------------|------------|-------|------|
| 地 域 政 策 課         | 平成21年8月24日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 教 育 庁 総 務 課       | 平成21年8月24日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| ス ポ ー ツ 保 健 課     | 平成21年8月24日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 福 利 課             | 平成21年8月24日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 警 察 本 部           | 平成21年8月24日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 教 育 や ま が た 振 興 課 | 平成21年8月26日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 政 策 企 画 課         | 平成21年8月26日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 統 計 企 画 課         | 平成21年8月26日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 情 報 企 画 課         | 平成21年8月26日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 労 働 委 員 会 事 務 局   | 平成21年8月26日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 監 査 委 員 事 務 局     | 平成21年8月26日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 文 化 財 保 護 推 進 課   | 平成21年8月26日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 義 務 教 育 課         | 平成21年8月26日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 高 校 教 育 課         | 平成21年8月26日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### ア 置賜総合支庁総務企画部

- (ア) 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。
- (イ) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。
- (ウ) 物品の管理が著しく適切でないものがある。

#### イ 置賜総合支庁保健福祉環境部

- (ア) 補助金の交付事務が著しく遅延しているものがある。
- (イ) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

#### ウ 置賜総合支庁産業経済部

- (ア) 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。
- (イ) 未収金の債権管理が適切でないものがある。

#### エ 置賜総合支庁建設部

- (ア) 未請求を理由に支払いが著しく遅延しているものがある。

#### オ 自動車税事務所

- (ア) 物品の管理が著しく適切でないものがある。

#### カ 村山総合支庁総務企画部

- (ア) 請求書の提出があつたにもかかわらず支払いが著しく遅延しているものがある。

#### キ 村山総合支庁保健福祉環境部

- (ア) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

## ク 村山総合支庁産業経済部

- (ア) 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。
- (イ) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

## ケ 村山総合支庁建設部

- (ア) 未請求を理由に支払いが著しく遅延しているものがある。
- (イ) 物品の管理が著しく適切でないものがある。
- (ウ) 保管現金の管理が著しく適切でないものがある。

## コ 庄内総合支庁保健福祉環境部

- (ア) 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。
- (イ) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

## サ 庄内総合支庁産業経済部

- (ア) 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。
- (イ) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。
- (ウ) 物品の管理が著しく適切でないものがある。

## シ 庄内総合支庁建設部

- (ア) 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。
- (イ) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

## ス 市町村支援課

- (ア) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

## セ 新農業推進課

- (ア) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

## ソ 生産技術課

- (ア) 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。

## タ エコ農業推進課

- (ア) 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。

## チ 健康福祉企画課

- (ア) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

## ツ 地域福祉課

- (ア) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

## テ 管理課

- (ア) 国庫支出金の収入・調定が著しく遅延しているものがある。

## ト 雇用労政課

- (ア) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

## ナ 障がい福祉課

- (ア) 委託事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。
- (イ) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

## ニ 保健業務課

- (ア) 執行管理体制が適切でないものがある。

## ヌ 食品安全対策課

- (ア) 国庫支出金の収入・調定が適切でないものがある。

## ネ 地域政策課

- (ア) 国庫支出金の収入・調定が著しく遅延しているものがある。

## ノ スポーツ保健課

- (ア) 物品の管理が著しく適切でないものがある。

## ハ 教育やまがた振興課

- (ア) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

## ヒ 文化財保護推進課

- (ア) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。

## (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。



ア 支 出

- (ア) 期末手当・勤勉手当の支給額を誤っているものがある。（置賜総合支庁総務企画部、生産技術課）
- (イ) 未請求を理由に支払いが遅延しているものがある。（置賜総合支庁産業経済部、庄内総合支庁保健福祉環境部、庄内総合支庁産業経済部、新農業推進課、情報企画課）
- (ウ) 旅費の精算払いが遅延しているものがある。（村山総合支庁総務企画部、庄内教育事務所）

イ 契 約

- (ア) 契約の分割等が適切でないものがある。（置賜総合支庁産業経済部）
- (イ) 委託事業に係る委託料精算の確認が不十分なものがある。（雇用労政課）
- (ウ) 見積依頼が適切でないものがある。（雇用労政課）
- (エ) 設計・積算が適切でないものがある。（高校教育課）

ウ 補 助 金

- (ア) 補助金の交付事務が適切でないものがある。（税政課）

エ 財 産

- (ア) 物品の管理が適切でないものがある。（置賜総合支庁建設部、健康福祉企画課、統計企画課）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から、平成21年3月17日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成21年9月29日

山形県監査委員 野 川 政 文  
 山形県監査委員 寒 河 江 政 好  
 山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 監査対象機関     | 指 摘 事 項                                                           | 措 置 の 内 容                                                                   |
|------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 総合療育訓練センター | 業務委託契約において、設計・積算金額が誤っているほか、業務量変更に対応する条項が欠落しているなど契約の締結が適切でないものがある。 | 今後、契約事務の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による設計・積算及び契約内容の確認体制を強化徹底し、適正な事務執行に努めます。 |

平成21年9月29日印刷  
平成21年9月29日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056